

第三十二回 参議院大蔵委員会會議録第十一号

(一四三)

昭和三十四年二月二十七日(金曜日)午後一時四十分開会

委員の異動

本日委員川村松助君、梶原茂嘉君及び前田久吉君辞任につき、その補欠として青木一男君、近藤鶴代君及び杉山昌作君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 正人君  
理事 土田 太郎君  
山本 米治君  
大矢 正君  
平林 剛君  
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君  
岡崎 眞一君  
近藤 鶴代君  
迫水 久常君  
西川 甚五郎君  
廣瀬 久忠君  
小林 孝平君  
椿 繁夫君  
杉山 昌作君

国務大臣

大蔵大臣 佐藤 榮作君

政府委員

大蔵政務次官 佐野 廣君  
大蔵省主計局長 石原 周夫君  
大蔵省主税局長 原 純夫君

大蔵省理財局長 正示啓次郎君  
大蔵省管財局長 賀屋 正雄君  
大蔵省銀行局長 石田 正君  
国税庁長官 北島 武雄君  
事務局側 常任委員 木村常次郎君  
会専門員 大蔵省主税局 塩崎 潤君  
税制第一課長

説明員

大蔵省主税局 塩崎 潤君  
税制第一課長

本日の會議に付した案件

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)  
○企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○株式会社再評価立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○接収貴金属等の処理に関する法律案(内閣提出)  
○昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加藤正人君) ただいまから委員会を開きます。  
まず、委員の変更について御報告いたします。

たします。本日梶原茂嘉君及び前田久吉君が辞任されまして、その補欠として近藤鶴代君及び杉山昌作君が選任されました。

○委員長(加藤正人君) ほどなく大臣が出席されますので、ちよつと順序を変えまして、最初に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案を議題とし、提案理由の趣旨説明及び補足説明を聴取いたします。

○政府委員(佐野廣君) ただいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について、提案の理由及びその内容を御説明いたします。

政府は、今回パキスタンとの間に所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結し、その批准について承認を求めたため、別途御審議を願っているものであります。この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するものと認められるものについて所要の立法措置を講ずるため、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

以下この法律案の内容について申し上げます。  
まず第一に、配当所得に対する所得

税法の特例を定めることとしております。すなわち、外国法人の配当所得に対する課税の税率は、わが国の所得税法では二〇〇％になっておりますが、今回の条約によりまして、パキスタン側の譲歩により、配当所得に対する課税を相互的に軽減することとしており、日本の法人の議決権のある株式の三分の一以上を一または二以上のパキスタンの法人が所有している場合には、そのパキスタンの法人で日本国内に恒久的施設を有しないものが支払いを受ける配当所得に対する税率は一五％をこえないこととしておりますので、条約の適用のある場合には、パキスタンの法人が支払いを受ける配当に対する所得税の税率を条約のある他国との例になら一五％と定めることとしておるのであります。なお、パキスタンの国内法では、非居住者の受ける配当所得に対する課税の税率は、原則として二五％でございますが、今回の条約により、一定の条件に該当する日本の法人が特定のパキスタンの法人から支払いを受ける配当所得に対する税率は、六・二五％軽減されることとなっております。

第二に、パキスタンの租税の徴収につき必要な事項を定めることとしております。今回の条約によりまして、租税法の特典がこれを受ける権利のない者にあって享有されることがないようにするために、日パ両国は相互に相手国の所得税または法人税を徴収することが

できることになっておりますので、これに基き、わが国におけるパキスタン税額の徴収は、パキスタン政府からの囑託に基き、国税徴収の例によって行うこととする等、所要の規定を設けることとしていただいております。

最後に、今回の条約の実施に關して必要な手続その他の事項は、条約の規定の趣旨に従い、大蔵省令でこれを定めることとしておるのであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願いいたします。

○委員長(加藤正人君) 塩崎税制第一課長に補足説明を願います。

○説明員(塩崎潤君) ただいま提案理由説明の行われました、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。

御存じの通りに、わが国が租税の二重課税の防止のための条約といたしまして締結いたしておりますものは、すでに二つござります。一つは、日米租税法でございます。もう一つは、日本とスエーデンとの間の租税法でございます。最近におきまして、経済協力東アジア諸国との間に密接になりまして、東南アジア諸国との間の租税法協定が要望されてきたわけでございまして、その一環といたしまして、まず最初に、パキスタンとの間に租税法協定を結ぶことが今回でき上った次第でございます。

この法律は、別途外務委員会に付託されるところの条約に基きまして法律案を作らうとするものでございす。内容は、ただいまの提案理由説明にありましたように、三点ばかりでございます。

第一は、配当課税の特例でございす。これも提案理由にございまして、御承知の通り、パキスタンに現在非常な勢いをもちまして国内の経済開発に努力しておるわけでございす。そのために外国からの経済援助を期待しておるわけでございす。わが国との経済協力も今後期待される状況にかんがみまして、パキスタンにおきましては、租税について経済協力を阻害することのないように特例を設けることに、条約において同意しておるわけでございす。その内容は、日本の公開会社でありますところの法人が、パキスタンの法人の議決権の三分の一以上を持ちます場合に受けまゝとするの配当につきましては、その税率二五％を六・二五％軽減いたしまして、一八・七五％にしようとしております。この規定につきましては、三つばかり条件がございまして、先ほど申し上げました公開会社であること、それから産業的事業に従事するところのパキスタンの法人でなければならぬという条件がついております。もう一つは、先ほど申し上げました議決権の三分の一以上、こういうふうになつておりますが、こういう条件を満たしております法人に日本の法人が投資いたしまして、議決権の三分の一を持った場合に、その配当に対しましてところの税率が二五％の四分の一の六・二五％軽減される、こういうふうになつております。

そこで、これに對しまして、御承知の通りに、租税協定はおおむね相互条件的でございすので、日本の方面におきましても、パキスタンの法人が、または二以上のパキスタン法人で、日本の法人の議決権の三分の一をもちます場合には、その受けまゝとするの配当について、日本の税率は二〇％でございす。これを四分の一の五％を下げ、一五％をこえないことをする、という条約を設けようとしておる次第でございす。

そこで、条約におきましては、最高限を定めておるだけでございすので、これは国内法におきまして何らか規定する必要があることになりまゝす。わが国がすでに結んでおりますところのスエーデンとの条約、あるいはアメリカとの条約におきまして、最高限を一五％としたしております場合の法律の規定は、いずれも一五％にいたしておりますので、これの例にならうとして一五％にしよう、こういうふうにするものでございす。

なお、パキスタンとの間におきましての租税条約では、配当のみならず、ロイヤリティ、利子につきましても、パキスタン側におきまゝとするの経済開発の実態に應じまして、相互条件的に、二重課税防止あるいは有利な条件が定められております。ロイヤリティにつきましては相互免税でございす。利子につきましては、政府が貸し付ける貸付金の利子、あるいは政府金融機関の貸し付けております利子につきましては、相互に免税いたそう、こういうふうになつております。

第二点は、徴収補助の規定でございす。これも租税条約には一般的に設けられておるところでありまして、パキスタン側から嘱託を受けましたパキスタンの租税につきまして、国税徴収の例にならうとして、日本国側で徴収しようとするものでございす。なお、この租税はどんな租税であつてもいいというものでございせん。この条約によりまして種々の軽減免除を受ける権利のない者が、偽りまして軽減免除の規定の適用を受けたことがあつてわかつたような場合、そういう場合の税金をあとで取り返す場合に徴収補助をする、こういうふうな規定でございす。これを国税徴収の例によつて設けようとするものでございす。パキスタン側にも同様な規定が設けられております。

なお、第三点といたしましては、実施手続を法律によりまして大蔵省令に委任しよう、こういうものでございす。条約におきまして、実施手続につきましては権限ある当局が定めることができることとなっておりますが、わが国の国内法におきましては、条約に基きまして直ちに省令を設ける例はございせんので、条約から一応国内法に委任いたしまして、それから大蔵省令に委任する、こういう建前を、今まで結びました条約にならうとして規定しようとするものでございす。

○委員長(加藤正人君) 質疑は後日に終りたいと思ひます。

○委員長(加藤正人君) 次は、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案、株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題とし、質疑に入ります。それでは、大蔵大臣が出席されましたので、これより質疑に入ります。御質疑のある方は、順次、御発言を願ひます。

○大矢正君 大臣がお見えになりましたので、この際二、三点について質問をいたしたいと思ひます。

大臣も御存じのように、今度の国会には、特に参議院が先議となつて、ここに書いてあります企業資本の充実、それから再評価の資本組入れ促進に関する二つの法律が提案されておるのであります。これはもちろんこのと、日本の今の金融、財政その他全般の施策と非常に関連のある問題でございす。また、財界においても、過去において、また今日においても、注目をいたしておる問題でございまして、特にこの点に関連をします。まず第一に質問をいたしたいのであります。大臣の談話として、ごく最近旅先で、預金の金利についてはこれは当分引き下げる必要性はない、また引き下げるべきではないというふうな発表が新聞になされておりますが、預金の金利が現状で推移をするということ、とりまなほ、貸出金利に影響する問題でありますし、そのことがこまに間接的に株式その他に對する影響も現れてくるものと考えらるものであります。大臣の今申された談話というのは、どういった背景のもとにそのようなお考えがなされたのか、この際承わりたいと思ひます。私、別に引き下げるべきではない、あるいは引き上げるべきではないという先入観念があつて、質問を申し上げておる気持はいささかもございせんので、ただ一つ、大臣の考え方の背景だけお聞かせいただきたく。

○國務大臣(佐藤榮作君) 御承知のように、金融機関で扱つておりますのは、私が申し上げるまでもなく、金を預かり、そうしてその金を今度は融資をしておる、こういうことが大きな仕事になつておりますが、融資いたします場合は金利が安くなるということ、これはぜひとも安くしなければならぬ。金利は一方で下げていかなければならぬが、その融資財源はやはり預金によつて大部分をまかなつていくといふと、預金も奨励していかなければならぬ。預金の金利が高ければ割合に集まりがよい。しかし、貸す方は安くしろということですから、そこにはいかにも衝突するものがあるわけでありまゝ。かねてから、融資金利は国際金利水準にさや寄せするように指導しております。過去三回にわたつておりますし、過去三回にわたつて公定歩合も引き下げ、そのつど融資金利を引き下げておるわけでございす。そうなつて参りますと、金融機関の経理状況は非常に苦しくなつておる。これはだれにもわかることとございす。そこで、私も今日まで金融機関に指導いたしておりますことは、できるだけ融資金利は引き下げてもらいたいし、また貯蓄奨励ということもこれも大事なことでございす。預金の今の金利をとかく維持するやうに、これまた十分注意してもらいたい。その意味において、経営内容の改

の實情をごらんになれば、こういうこととも含みにしての株価ではあつたが、それを実施した暁においても大した影響がないということを考えて参りますと、一応株価のあり方としては、私どもが一番心配しておるような投機的な傾向は今日までではないのじやないか、現われていないのじやないか、こういうような見方をいたしております。

いづれにいたしましても、株価が適正であるかどうかということは、ひとり企業のあり方において重大な影響があるばかりでなく、今日のようなこの株式市場に対する一般の投資状況

等を考へて参りますと、一般の利用者、いわゆるお得意さんの利益、かやうの観点に立ちましても、私どもは、株価の正常化、また証券取引の正常化といふものについて、一そう意を用いていかなければならぬ、かやうに考へております。

○大矢正君　最近の、特にこの経済状況を見ていても、議論をされているのを見ますと、現在の株高というものは、それは確かに日本の経済の将来に対する期待といふものが比較的強まったということもあるでありますし、その他いろいろな情勢があることは事実だと思いますけれども、一番原因となるものは、いわば絶対数が少ないところ、に最大の原因があるといふのが通説のようであります。そうなるて参りますと、これは投資信託の

みを対象とするわけじゃありませんけれども、一部の証券業者のいわば力によって買い占めその他も行われる危険性も生まれて参つておることは御承知の通りでありますし。そういう点が株

高に大きく影響していることを、この際特に注意をしなければならぬのじゃないかと私は思うのであります。

最近のいわば金利水準と、それから株の利回りの現況を比べてみますと、少くともまあ一割二、三分程度の配当で大体比較ができると思うのであります。今日の日本の全般的な業種を平均した利回りというのは、これまた、金利水準と比較すると一割二、三分程度だといふことがいわれているとすれば、あなたが株の配当がよいわけでもないし、それから日本の経済の先行きが、これはすばらしいものだといった、そういう特異の現象でもないし、結局のところ、品物が少いというところに最大の原因がある、こういうように私はなと思うのであります。政府も積極的に、こういった状態のもとにおける異常の株高に対する手配というものを今日やらなくとも、まだ国民の一部には投機的な心理の者もありますから、やはりそのものが株の上昇を来たさせるような結果になって、ますます今日の株高というものを生じさせる結果になるのではないかと私は思うのであります。今の大臣の説明を聞いてみると、現状のままで放任しておいて、これは大体のところいいのではありませんかという御説明もありまうし、そうかと思うと、経済の実勢を反映した株の値段ではないという御説明もありまうし、どうも私としては理解に苦しむのです。

○国務大臣(佐藤栄作君) 大矢委員の御指摘のように、今、株の高いのに、特にその理由として品薄株が高い、こ

ういう表現をされておることは、もう日々の新聞でごろんになる通りでございます。しかし、品薄株だけに株が高いわけではない。その他の株の変動等はもちろんいろいろの理由で動いておるのではありません。これらの点について投機的な形がないということをお願いしますが、投機というものがいかにけしからんという意味で私申し上げておるのではありませんが、価格決定上、非常な投機的な考え方で買ひあさるなり、あるいは売りに出るとか、こういうような形によって操作されることはあまり望ましいこととは思われないという意味で、その投機というものを申し上げたのでございますが、この点は誤解のないように願いたいと思ひます。

品薄株についての処置として、今回御審議をいたしております法律案なども、あるいは、こういう点には幾分か役立つのではないかと、かように考えておるわけでございます。品薄株を絶対におさへようというわけにもなかなか参りませんし、品薄株が高いと申ししましても、これは非常に飛び上った状況ではない。この事実を先ほど来、やはりある程度実勢力を示しておるような意味を持つことを御了承願いたいと思ひます。

○大矢正君 企業の資本を充実しなければならぬ、そのための特別な措置を今後継続するといふことは、今の日本の国が、一般的に行われておる自己資本が非常に少く借入金が多いといふ、こういうことが、諸外国と比べてみれば、比較的に、この面では後進地域だといわれておるのではないかと、危険性すらあるような実

態を是正するところに、大きな原因が私にあると思ひますが、この間からの委員会でもいろいろ論議されておるうちに、今の税制の仕組みを自分が、倍の利益をあげなければ、株の配当の場合には借入金よりいわば損をするといふような、こういった面が影響して、資本が過小で、自己資本の過小なるに比して借入金が増大であるという結果が出てきておる。そこで、こういう問題についてはもと政府も積極的に、資本が充実できるような方向に税制の面でも努力すべきであるといふことは、これは今に始まった問題ではなくて、長い間の懸案事項だと私は思ふのであります。今回の税制改正を通じてなめてみても、あまりそういう面については、法人税の改正その他でも取り上げられていないやうであります。実際問題として政府はそういう点について手を打とうとする考えがあるのかないのか、その点について伺いたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) 大矢さんの御指摘になりましたように、企業資本、その資本のあり方が借入金に依存しておるが、ことに長期資金の場合に、長期資金が借入金に依存しておるといふ状況は、私どもの考えでは望ましい状態だとは思っておりません。従いまして、これを自己資本にするとか、あるいは長期資金は社債によるように願うとか、いろいろ増資または社債にかわっていくように指導いたしておられます。これは企業の資金のあり方から、非常に重大なポイントだと思ひます。ことに、日本の企業が資金を確保する場合に非常に、金融に依存することがあ

なく、長期資金についても銀行に非常に依存しておる。これにもいろいろな理由がありまして、むしろ金融によっておる方がコストが安いといふような考へ方もある。あるいは、景気が悪くなった場合には、この長期資金を銀行から融資を受けておる場合に、金利負担が今度是非常にきつくなつておる、それがたまたまい、こういうことで、企業のあり方が景気、不景気を反映する建前から見ますと、これは非常に改善するべきポイントのように思ふからこそ、先ほど来から申すやうな、社債に依存するからいはずは株式増資でこれを振りかえていくか、そういう方向をとってほしいと思ふのであります。

その点で、税制上の仕組みでそういう点が十分考えられておらないじゃないかという御指摘でございます。いろいろ、この株式配当についての処遇なり、あるいは利益金の算定方法なり、従つて耐用年数の問題なり、貸し倒れ準備金の問題なり、いろいろな点で税制上の影響があると思ひます。今回御審議をいただいておりますのは、おきかではあります。この登録税についての軽減を工夫して、御審議をいただいたいただいております。この法人あるいは企業のあり方で見まして、税制上の仕組みも、ただいま申し上げるやうな点で、また御指摘になりましたやうな意味で、社債やあるいは株式によりやすいいろいろな工夫をしていく、経営上の問題がいろいろあると思ひます。政府自身がすでに表明しておりますように、税制の根本的な審議をするための税制審議会を設けると言っておりますが、この審議会を

設けることも、今後の企業課税のあり方について特に私は根本的に掘り下げてみようといふことを実は申し上げたやうな点についての考慮を特に取り上げたいといふことでございます。今回御審議をいただいておりますものはきわめて少額のものでございますが、わづかづつでも、ただいま申すやうに、増資に便するやうにということ、今回処置をとつておるのでありますから、御了承いただきたいと思います。

○大矢正君 大臣は、借入金をできるだけ社債の方向に切りかえることも一つの方法であるという御意見であります。実際問題として、非常に状況のよい会社であります。社債を受け入れる側も非常に多いと思ひますけれども、実際問題として、企業の内容が比較的よくないといふ会社においては、なかなか社債の引き受けその他の問題で議論が出てくると思ふのであります。単に借入金が高に社債に肩がわりすればよろしいといふことではなくて、一番ガシとなつておるもの、さつきも申し上げた税法上の矛盾をこの際正をするといふことの方が、それこそ大臣が言われる経済の体質改善を行う意味においては最も必要なことだろうと私は思ふのであります。

今、大臣のお説によりますと、特に税の問題についてはいろいろ議論の多いところでもあるので、何か調査会か審議会かわかりませんが、そういうものを通じて今後検討したいといふやうに受け取れたのですが、それは一体どういふ内容なのか、この際承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) 今回減税案

を御審議をいたしておりますが、これは与党の公約事項を実現するという意味で、比較的短期間に、また臨時的な審議会として御意見を伺って、最終的な案を決定いたしましたのであります。

この審議会におきましても、税のあり方として、ぜひともっと基本的な問題についての調査研究を一つ進めるべきだ。特に、その第一点としては、今後の企業課税のあり方、これをいかにすべきか、あるいはまた間接税のあり方について、あるいはまた、今問題になっております地方財源確保という意味において、国、地方を通じての税源の分配とか、税源の確保とか、こういう観点に立って、この税制を基本的に審議をする機関を作るべきだ、こういう実は答申を得ておるのであります。政府自身もかねてから、敗戦後十三年もたつておる今日でありますので、また経済もよほど発展して参つた今日でございますから、こういう問題についてはやはり基本問題として取り組むべき時期に来ておる、かように考えますので、今回税制審議会を設けて、基本的な問題について一つ十分メスを入れて、権威のある結論を得たい、かように実は考えております。

しかし、この問題は、今一、二の例をとってみましても、非常に影響するところが大きいし、なかなか簡単な結論も出ないと思ひます。簡単に半年で結論を出すというような筋のものではございません。私どもは、これが一年かかろうが、一年半かかろうが、そういうことにはこだわらないで、やはり基本的な問題を十分一つ調査して、そうして結論を出して、そうしていただきたい申すような三点、大柱になります

が、そういうものを十分一つ権威のある結論を得たい、こういう考え方をいたしてゐるのであります。

○大矢正君 今、大臣の、三点を大柱として税制の改正について検討をしてもらふという御意見でございます。これで見ますと、企業課税、間接税、地方税ということになって、一つの大きな柱である所得税の問題が抜けてゐるわけですが、實際上、この企業課税という点になりますと、株の配当をする場合に、それが所得税とのかね合いにおいてはどういふ影響をもたらすかという議論も当然出て参ると思ふのであります。一つの例を今申し上げたわけでございますけれども、単に企業課税だけの問題じゃなく、個人の所得税にも当然論及しなければならぬように私は思ふんです。所得税についてはやらないんですか。特に最近では、今度の税制改正では扶養家族に対する控除が中心であつて、あまり所得税はいじられていない。給与所得者その他の徴税においてなかなか不均衡もあるというふうな意見が、大蔵省においてすら私はあると思ふんです。そういう点についていじる考えはないのですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 今まで税制懇談会で、大柱としての三点を実は議論をいたしたのであります。税収の点から見ますれば、ただいま御指摘になりました所得税などももちろん大きな税源でございますから、歳入の面から大きいということ、また納税者の負担も大きいということでもございませう。私どもはそれを取り上げないというわけではございません。もちろん、全般にわたつての問題でございます

し、企業課税のあり方を考えた場合には、直ちに所得税の問題にも影響を持つものでございますが、そういう意味ばかりでなしに、全体について取り上げて参ります。全体について取り上げて参りますが、この際特に先ほど来の三本を指摘いたしましたのは、三本についての税制のあり方がいかにもおつてゐるのじゃないかという感じが強いものですから、特にそういう点を指摘いたしてゐるのであります。他をやらぬというわけでは毛頭ございせん。先ほど企業のあり方についてのいろいろの御意見を拝聴して、そういうことが問題である。また、それ以外にも企業課税のあり方にいろいろな問題がございませうし、間接税のうちでも、今回物品税等については相当の減税案を出しております。これなどもまたいろいろ御意見の存するところでございます。間接税全般についてやばり考えてみなければならぬ。国、地方からの税源の分配という問題が大きい問題でございますが、納税される方から見れば、国だろ、地方だろ、同じに納税者の負担ということがあるわけでございます。そういうような意味で、特に最近問題になつてゐる点を三つの柱として申し上げたのでございませう。所得税を軽んずるとか、軽視するとか、こういう意味でないことを御了承をいただきたいと思ひます。

また、今回の所得税の軽減に当りまして、扶養控除については特に考えができてゐるが、基本控除といひますか、その方はあまり考えなかつたのじゃないかと、こういう御指摘でございますが、過去の所得税の税制整理に當りまして基礎控除の点について特に力をいたしておりますので、今回の改正に當りましては、扶養控除を加味して、そしてやはり家族構成の面からも一つ工夫すべきではないかということ、かような措置をとつたのでございませう。これらの点は、御指摘になりますように、それぞれりっぱな筋のあることでございませう。今回の税制調査会が発足いたしますれば、これは全面的に、そういう意味においての税のあり方全般についての見直し方をす、かように御了承いただきたいと思ひます。

○大矢正君 大臣は、この三つの柱に従つて、税制審議会が調査会かわかりませんが、そういうものと類似する一つの審議会をお願いをして、税制全般に対する基本的な面にわたり、また細部の点にわたつて、まあ日にちががかつても検討してもらつたという御説のようであります。そうすると、これをやる場合には、大臣としては全然白紙の立場で、この審議会が調査会かわかりませんが、これに委任をして、今の税制の基本的な問題も、また細部の問題についても、一つ案を出してくれと、こういう立場でいけるのか、そうじゃなくて、大臣の方からは、ある程度こうこうこういう内容について一つ答申をもらいたいという形であるのか、この点について大臣の御意見を伺いたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) もちろん、政府自身もいたしまして特に指摘するような点もございませうが、審議会が発足いたしますれば、審議会は審議会の立場において、政府の意見の有無にかかわらず、必要だと思ふ点をやはり検討

討していくと、こういうことになるかと考えております。基本的に申せば、大へん大きいふるしきを広げるようで恐縮でございますが、いわゆる日本の戦後のシャウプ勧告による税制以来、ずいぶんいろいろ問題があるのだから、基本的には総体の税の負担を軽くするという方向での努力はございませうが、それこそそのつど一つ一つを取り上げられておるのでございませう。税体系そのものとして考えますと、いろいろな問題があると思ひます。こういう点は基本的な問題で、むしろ税制懇談会において取り組むべき問題でございます。そういうふうに考へて参りますと、今回の審議会では、過去の税制についてもう一度見直ししてみると、こういうふうな観点に立つて、相当大ふるしきを広げるようでございます。そういう意味の税制の基本的な研究を遂げて、そして結論を出して参りたい、こういう考え方でございませう。

○大矢正君 従来まで毎年のように税制調査会を作つて、ある場合には、こういう内容について答申をもらいたいというふうなことも申して、今日まで来ておるわけでありませうが、私どもがこの三、四年の間見ておると、調査会や審議会の答申や意見というものが、多少の変化はあつても、大部分これが受け入れられたという実例はあまり見ない。最近例では、ことしの税法改正に対する政府の諮問したところで、出てきた結論というものは、大臣御存じのように、大臣がやられたかたがたがやられたか別に、審議会の結論などは、内容的には相当変化があるように私は思ふのです。五百億から五百億の減税の範囲で何をいじ



その際に、私どもの政府にありますことは、経済はどこまでも成長はさしていかねばならないが、これに對しては特に強い刺激を与えてこれを成長さすという意味のことは、できるだけ避けるべきではないか。言いかえますれば、財政の面で経済に寄与することができなければ、この経済の成長にふさわしい財政計画を立てるということだし、またこの経済の伸びが非常に強ければ、これはむしろチェックするような働きを金融政策等において考へるべきではないか。あるいはまた、経済が非常に沈滞の方向にある場合に、これを支えるような政策をして、実体はどうか、その主体、原動力はやはり政府の政策と申すよりも、経済自体によってそれが成長していくということだが望ましいのだ。言いかえますれば、健全なる成長、安定した方向においてこの健全成長ということを実は願つて参つたのであります。

過去の経済の動き等を見ます場合に、日本経済が国際競争場裏に伍した場合に、それぞれの国々の経済のあり方から見まして、必ずしも同一な競争場裏には置かれておりませんが、そういう点が日本経済の一つの特異性というものがある。いい意味においての特異性もござりますが、悪い意味において今後改善していかなければならないものが非常にあるということを痛感させられたのであります。いわゆる健全な経済の成長、こういう建前に立って、その経済の健全成長にふさわしい体質を作るといふこと、これがいわゆる体質改善論の基本でござります。

そこで、そういう抽象的な議論をいたしますよりも、具体的な問題について申し上げる方が非常にわかりがいいと思ひますが、大きく見て、いわゆる国のやっております財政投融資で取り上げておるような事業と民間事業との均衡が果してとれておるかどうかが、戦後におきまして動力確保というような観点に立って、石炭政策が大きく出たり、あるいは電力問題が大きく出たりしたところが、最近になりますと、海洋、海の方の輸送の状況はすっかり変わってきた。大きな船になつてきた。と。しかるにかかわらず、港は依然として旧態そのもので、いわゆる大きな船を出入らせるにはもう不都合になつておる。あるいは国内の交通そのものを見ましても、道路の整備なりあるいは鉄道の整備等において経済の成長にマッチしないものがある。こういうような点から、ことしの予算などでは特に道路整備なりあるいはこういう意味の産業経済の基盤の事業についての整備計画を進めて、少くともそこらのアンバランスを一つ除去していこう、また将来の経済の発展の場合にもそれにふさわしいものであるようにしよう、こういうことをまず一つ取り上げております。

さらにまた、今度は個々の企業そのものの状況について見た場合に、あるいは繊維工業だとか、あるいは肥料工業だとか、また今回審議をいたしておられます塩田整理の問題等にいたしましても、新技術の導入ということによって生産形態がどんどん変わつてきている。こういう場合に、いわゆる科学技術の導入というか、新技術の導入ということを中心考へていって、経済そのもののあり方をもこれを近代化していく、これも一つの体質の改善ということだと思ひます。そういう意味において、税制においても、特別措置の方法がとられておるか、あるいは特別な科学奨励の方法をとつておるか、それぞれ予算的にもそういう具体的なものが出ております。

もう一つは、大企業、中小企業、あるいは零細企業、これらの関係をいかに調整していくか、あるいはまた、農業と近代工業、生産工業との関係、農業、漁業等のいわゆる原始産業といわれるもの、それと近代工業、生産工業といわれるものとの間をいかに調整していくか、あるいは均衡のとれたものにしてこれを発達させていくか、これなども大きな体質改善の面から考へていかなければならない問題だと思ひます。この面では、私は過去におきましても御指摘申し上げておりましたが、この大企業と中小企業、零細企業との関係、あるいは工業と農業、漁業、林業との関係が、一面でいわれる大資本と小資本という関係から、大資本が小資本を圧迫するといふ、あるいは競争の関係のものも強く出ておるが、他面においてやはり協力の立場にあるといふものもこれは見のがせないのだといふことを、指摘いたしておりますが、そういうようなことを考慮いたしまして、それぞれの分野においての十分の機能を發揮するように、そうして全体としての経済の発展に寄与するあらゆる努力をいたしておると私はみずから信じておるのであります。中小企業対策なり、あるいは零細企業なり、あるいは農村振興政策なり、あるいは漁業対策、林業対策というふうなもの、あるいは予算の面においてそれぞれ奨励方策なり、あるいは補助金政策なり、その他各般にわたつて盛られておりますことも、ただいま申し上げるような方向において、これが十分の実効をあげるといふことにはかならないように思ふのであります。

例をあげて参りますれば、これはもう枚挙にいとまがないほど、今後私どもの目の置きどころが体質改善という方向にとにかく持つていくということ、でなければならぬと思ふのであります。この点は、国内において、国内の消費という面から見ましては、これはどこまでもお互いの生活に寄与するといふ方向の体質の改善でもあると思ひます。それこそが経済の繁栄をもたらしつゝ、それこそが国民生活の向上といふことにもなると思ひますが、同時にまた、国際的な関係においては、外国の品物と競争してひけをとらないといふことになる、こういうようにも考へるのであります。そういう意味においての体質改善、これは拾い上げて参りますと、まことに広範であり、まことに大きいものであると思ひます。

ただ、この際に、私どもが個々の具体的な問題をいろいろ取り上げておられますもの、一面、もうすでにわかつておることであり、各人も指摘しておられることでもあり、特に絶えず注意しなければならぬことは、いつも私どもの考へますことは、通貨価値を安定していくといふこのポイント、これは忘れないで、先ほど来申し上げますような方向で経済を進めていく、こういう考え方でござります。

○平林剛君 いろいろ聞こうと思ひましたけれども、大体今まで聞いた話の繰り返しになるから、やめました。

先般も、日本経済の体質改善について参考人の意見を聞いたりして、いろいろ今お話しにならなかつた面、聞きたこともあるんですけれども、時間がかかるから、またあらためてやることにします。

そこで、まあ大要、大臣のお話は、昨年われわれが要求いたしましたような財政面から来るいろいろな刺激、あるいは内需を喚起して経済政策の転換をはかるといふことを押えて、そしてただいまお話しになつたような、全部じゃないけれども、方向でいこうという方針をきめて、予算案を提出をされたのであります。しかし、政府の一部には、あなたの考へ方と全く逆な方向をとりつつある有力な意見もある。たとえば、先般の池田前蔵相が関西の財界人との懇談会において、あなたとは全く反対の経済政策の積極論を強調されておるわけでありまして、これは、昨年来私どもが主張しておつた考へ方と同じで、私もわが意を得たりという感じをいたしたのであります。いろいろ調べてみると、これは下村博士の持論で、「経済成長率のために」という本が種になつて、そこいらの説があつた考へ方として述べられておるようでありままするけれども、やっぱり一つのりっぱな意見だと思ふのであります。

特に、具体的に指摘をしておりましたけれども、御承知だと思ひますけれども、昭和二十八年、九年を境にして、日本の経済自体は大へん底は深くなつて、設備投資の振興で供給力も持つておる、そしてインフレの心配はない、むしろデフレの懸念があるんだ、政府の考へ方は、物が足りない時代の頭で政策を立てているから、経済政策そ

のものが憶病過ぎて、経済の成長を抑えておる、という説明をしておるのであります。具体的に数字をあげておるのであります。昭和二十六年から三十二年の六か年間に、約五兆円の設備投資があった、そしてその結果国民総生産としては四兆四千億円の増加をした、ところが、三十一年から三十三年の間は、四兆四千億円の設備投資があったにもかかわらず、国民総生産は一兆二千億しか増加していない。こういう説明を種にして、今日はむしろ経済の積極政策が必要なんだという所論を述べているのであります。

私は、これは今後の予算審議、あるいは政府の経済政策を検討する上におきましても、大へん重要視すべきものである。特に社会党は昨年来これを唱えてきているわけであり、たまたま政府内部の有力者からもこういう意見が出るということになりますと、私は、今政府のおやりになっている体質改善を中心とした政策そのものが、保守党の中でも二分しているのじゃないかという意味で、重視をしているわけであり、単にこれは池田前蔵相が言ったことだということで逃げないで、今数字をあげて政府の考え方と相反する意見を言っている考えに對して、一つ對抗して、佐藤大蔵大臣の適なる政策を聞かしてもらいたい。

○國務大臣(佐藤榮作) 池田君が大蔵で談話をしまして、いろいろ支持される方もあり、いろいろ批判される方もございますが、大体同一の意見は、昨年のドイツのエアハルト副首相が参りまして、大体同じような考え方を申しております。さらにまた、ことしの正月は中山伊知郎君も同じような記

事を出している。これは御記憶に存することだろうと思ひます。そこで、まあ非常にわかりいい表現をいたしますならば、うんと生産をふやして給料を二倍にすることも可能だ、こういう表現の仕方がしてあります。そういう意味では、社会党の諸君も、その内閣喚起論というものはおれたちがかねて主張しているところで、大へんけっこうだ、こういうので、まあ賛意を表しておられるようですが、社会党の方々も都合のいいところはお取り上げになります、われわれ、池田君にしても、私も自由主義経済を唱えている、その基本的考え方から生まれた結論だけを御批判なさるようには私には思ひますので、それは根本的に御賛成であろうとは思ひません。思ひませんが、そういうようなことがまず冒頭に言えると思うのであります。

そこで、私の考え方と池田君の考え方が根本的に違っている、こういう御指摘でございますが、私が大蔵大臣に就任いたしました際にも、池田君の所説を出されて、意見が対立しているのではないかと、意見が対立しているのではないかと、私は別に對立しているとは思ひません。ただ表現の仕方が相当違っているように思ひます。私は先ほども、健全な経済の発展ということをお願いしました。非常な画期的な経済の膨張というものは、これは危険なんだということを実は指摘したいから、申し上げているのであります。一面で非常な画期的な膨張を来たす、ときに画期的な縮小を来たす、こういうようなことでは、経済として、また安心してその事業を遂行していくといふことはなかなか期せられないのであ

ります。そういう意味において、経済が健全であり、堅調を持して、やはり成長していくということが望ましい。成長という点においては同じ考え方を持っているといふことをまず第一に指摘したいのであります。

その表現の仕方は、私の場合においてははいかに地味な表現をしている。しかしながら、この表現は、わが党のかねての長期経済計画からいかになりましてもおわかりになるように、毎年々々経済は成長している。そうしてその適当な成長率といふことを考えて、その成長率に沿っての経済のあり方を意図いたしておるのであります。それがたとえ給料が二倍になり、生産が二倍になる、こういう表現をいたしますと、非常にわかりいいことではない、池田君の場合においても、何年かかって二倍にするのか、一年の間に二倍にするのか、そういう点はちっとも話をしておらないのであります。そういうふうな考え方を参りますと、この経済の成長といふこと、これを意図しておることであることは、これはもう私どもの考え方と池田君の考え方も同一でございます。そうして私はあえて積極的な財政政策といふことは銘は打ってはおきませんが、三十四年度の予算などは、しばしば皆さん方から指摘されておるうちに、これこそ積極財政じゃないかと実は御指摘を受けております。池田君が大蔵で申しましたのも、三十四年度の予算規模は大体適当だと実は申しておるのでございます。従ひまして、この点などは池田君の所説と私どものやうなことを食ひ違つておらない一つの証左であります。私はかように考えております。

そこで、内需の問題でございます。あるいはまた生産増強の問題でございますが、この取り上げ方が、また表現の方法がいろいろございまして、いろいろ違つておるのではないかと、いろいろな批判があると思ひます。池田君は必ず生産の向上、これに對應しての給与といふことを考えておるに違ひないが、社会党の皆さん方からお考えになれば、給与をいきなり二倍にすることによって需要は必ずふえる、この需要に對應するために供給もふえる、こういうふうにお考えになるに違ひない。しかし、池田君の給与、賃金二倍論は、おそらく生産性向上といふことを基礎づけ、それと對照しての賃金二倍論、こういうふうには私どもは理解しておるのであります。

こういう点を考えて参りますと、基本的な相違のないことは御了承がいただけるのではないと思ひます。私は、先ほどの基本的な問題で御指摘いたしましたように、やはりこういうふうな経済が發展した参ります場合には、先ほども注意しなければならぬこと、これは、これを通貨価値の安定といふことにあるのだ、かように実は思つておるのであります。この通貨価値についての考慮が十分私われ、経済そのものがしっかりと成長した参ります場合には、インフレなどの心配はないことであらうと思ひます。ただ、経済の底は非常に強いのだから、この際、金が現実になければ借金をしてもいいという考え方、これも表現が非常に強い、ときに間違つてくるところではないかと思ひます。幾ら借金をしてもいいと申しましたが、みずから力を十分相手方が認識しない場合

においては、借金の条件の非常に悪いこともこれは覚悟しなければならぬのでございます。借金の条件が悪いといふことは、借金をしてはならぬといふことにも実はなるのだと思ひます。そういうふうなことを考えて参りますと、経済の体質がしっかりと改善され、そうして健康である、健全であるといふことが望ましい。通貨価値が維持されたいといふことであり、またそういうものにおいては内需がふえるといふことはちっとも心配は要らない。また、私どもが通貨価値を維持するといふ意味において、やはり貿易の進捗もはかつていくといふようなことも私どもの政策の大きなものになるわけでございします。一部で言われておりますように、みずから作り、みずから消費していくといふだけでは、経済の眞の發展といふことにはならないであらうと思ひます。また、経済自身を小さな地域に閉じ込めることになりまして、これこそは眞の経済の發展とは実は言えないのであります。池田君の所説そのものの、その片言隻句を取り上げましていろいろな批判をされまして、必ず私がただいま指摘したような誤解を生じておる点が非常に多いと思ひます。しかし、そうではなくて、池田君と十分お話しはいたしません、基本的な考え方においてはやはり私どもは何ら違つておらない、実はかように確信いたしております。御了承をいただきます。

○平林剛君 私、今、池田前蔵相の経済政策の積極論、ただ労働者の給与が二倍になるからそれで賛成だなんていう、単純な考えで指摘をしているのじゃありません。あなたは一生懸命、同

じようで、内需の問題でございます。あるいはまた生産増強の問題でございますが、この取り上げ方が、また表現の方法がいろいろございまして、いろいろ違つておるのではないかと、いろいろな批判があると思ひます。池田君は必ず生産の向上、これに對應しての給与といふことを考えておるに違ひないが、社会党の皆さん方からお考えになれば、給与をいきなり二倍にすることによって需要は必ずふえる、この需要に對應するために供給もふえる、こういうふうにお考えになるに違ひない。しかし、池田君の給与、賃金二倍論は、おそらく生産性向上といふことを基礎づけ、それと對照しての賃金二倍論、こういうふうには私どもは理解しておるのであります。

じだ、同じだと言うけれども、ちょっと同じじゃないんです、これは。私も少し基礎となる本を読んでみた。あなたの考え方は根本的に違う。一生懸命同じだと言う。社会党の中でも積極財政論じゃないかと言われるけれども、私に言わせるならば、今度の予算も積極的にやっておるということとはまた議論は別なんです。そう単純に、私、二つに分れておる議論に対して尋ねておるのじゃない。ただ言葉だけで同じだと言うことは、賛成できない。成長率においても、そういう点は同じ考えだ。経済の成長率についても、自由民主党の新長期経済計画についてお述べになって、やはり経済の成長という考え方で同じだと言うけれども、池田君は新長期経済計画に対して一つの批判を持っておるんです。たとえば、この昭和三十一年までの設備投資資金を五兆円と見ながら、国民総生産の増加を四兆五千億円に押えておる。先ほど触れましたように、今日の日本経済の実力を不当にこれは押えておる。この点は違ひにしても、私は、政府の与党である自由民主党の新長期経済計画における今後の見通しの述べ方についても、数字をあけて根本的に根本的とはいいはつきりしておるのですよ。そういう意味では、私はせっかくの大蔵大臣の御説明でありますけれども、同じだとは考えていない。やはりこれは政府の今後の政策については、現在国際収支よりも黒字になったのだから、この機会にこそ設備投資に見合った需要を喚起すべきではないか、こういうところが骨になっておるのですから、政府の今日おとりになっ

ておる政策とは私はかなり幅がある。少くとも去年社会党が主張した観点、こういうふうな考えておるのです。あなた、同じだと言うけれども、私はわからないのでね、もっと具体的に数字をあけて一つ説明してもらいたい。

○国務大臣(佐藤栄作君) 根本的な考え方が違ふと言われると、積極論に対して根本的に違ふのは消極論でございす。これはもうはつきり、私が申し上げるまでもない。根本的に違ふと言われるから、私は消極論をとっていないという点を先ほど来る言っておる。この点は御了承いただきたい。

また、数字そのものについての見方がいろいろあること、これは私、全然同一だとは申しません。それぞれ御指摘の通り違ふ。それはもう了承していいことであります。ただ、しかし、経済がだんだんよくなったから、それに對して積極的に投資その他をやれと言われその意見について一番はつきりするのは、先ほど私が答えいたしましたように、三十四年の予算、財政投融資の規模は、これは適正だということとを池田君自身が言っておるといことを指摘いたしましたのであります。この点が非常な相違のない証拠でありまして、この点を私は先ほど来強く言っておるのでございます。

○平林剛君 まあ、これはいづれあらためて議論することにいたしました。一般的なことはこれで終わります。あとどなたかあれば続けていただきたい、あとで法律案に関係してお尋ねいたします。

○委員長(加藤正人君) 大蔵大臣に対する質疑はございませんか。  
○平林剛君 それでは、大蔵大臣に一

つ、今度は法律のことについて少しお尋ねいたします。

先ほど大矢委員と質疑応答をしておりました、現在の株高を妥当な水準にする根本的な対策、そこまで触れませんでしたけれども、根本的な対策は、一つには増資によって株式の供給をふやすということにある。これは先般、私、政府委員といろいろ議論をいたしましたのでありますが、そのときのお答えにそういう答えがあったのであります。しかし、今回の法律案の対象となるのはごくわずかであります、しかも、全般的では三百億円に満たないという数字にしかすぎないということになりますと、この法律自体の効果が一に疑問にしておるわけでありす。

それに比較をして、昭和三十三年の十月に、これは一昨年ですが、一昨年の政府では、資本組み入れ八割案というやつが大蔵省内で検討されておったという話を聞くのであります。たまたま當時は、日本の経済が下の方へ下っていったときでありましたから、諸般の影響を考えてこれをお取りやめになったという話でありましたけれども、それにいたしまして、大蔵大臣が、今日しきりに日本経済の体質改善、あるいは企業資本の充実というのを考えておられるのに比較すると、きわめて微温的なものになっているのじゃないか、こういう感じをいたしたのでありますけれども、その点はいかがでしようか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 御承知のように、この評価益というものがございしましたが、その評価益を資本に組み入れるというのを過去においても幾度

しておる。ただいま御指摘になりましたその八〇%組入案というものも、當時そういう議論はあった。それは最終的に大蔵省が決定したわけではございません。しかし、こういうものをそのまま残しておくことが、企業のあり方から見ましてどうかと思ひます。まずこれを一つ取り上げてみます。そうしてこれで増資をする。増資する場合に、配当なりあるいはまた登録税なりについてのいろいろの工夫をしてみる。また、これを増資しない場合において、そうしてこれを取りくずしていくような場合にどういうような措置をとるか、こういうような点を工夫いたしておるのでございます。

同時に、かような評価益の組み入れというものについていろいろの方法をやっておりますが、これはこの組入額だけでなく、これに伴って有償及び無償の増資等を一般にも勧めておるわけでございます。そこで、いろいろその増資計画を各企業でも持っておられるようでございますが、増資計画が、短期的に見まして、同時に並行してやられることも、経済に及ぼす影響等を勘案いたさなければならぬのでありますから、増資にかえていくといいたしても、非常に短期間の間にこれを急速に実施することはなかなか困難な問題がある。これは一つ御承知いただきたいと思ひます。ただ、基本的な考え方をこの増資の方向へ持っていくというのを御了承いただきたいのであります。

私どもの関係いたします銀行等におきまして、いろいろ増資の意向があるやにうかがえますが、こういうものが、一時に一齊に増資などをいたしま

すことは、資金の変調等も来いたしますから、増資の扱い方——本来なら増資であるべきであります、そういう場合に、この実行については十分時期を考えていく必要があるように思っております。

○平林剛君 もう一点お伺ひいたしますが、そうすると、私はもうこの点は比較的単純に考えてものを言った方がわかりやすいと思ひますから、端的に言いますが、昭和三十三年十月当時、資本八割組入案というものが検討されたことは、これは事実であります。大蔵省内においても、この際これは積極的に行うべきだという議論もあつた。しかるに、その後資産再評価審議会におきまして検討した結果、これは一つ強過ぎるということ、今回のようなことになった、さうしてお聞きしたのであります。そのメンバーまでいろいろ聞いたのでありますけれども、かつてこういう、この種の議論をされたとき、特に証券業界から猛烈な反対運動があつて、政府がそれを屈服をした時代があつたことを御承知だと思ひうのであります。当時、小笠原三九郎という大蔵大臣がおりました、そして相当程度企業資本を充実するために、資本の組入案の提出を議会上にいたしました。ところが、その後証券業界から猛烈な運動があつて、そして一度政府が提出したのにかかわらず、政府与党の議員の間で修正案を出して、みっともないことには、大蔵大臣みづからその修正案に賛成しちゃつて、政府原案を否決したという事件があつたことは御承知の通りだと思ひます。

私は、今度の提出をした案が、ここに至るまでの間に、何か運動があつたな

どということを開くつもりはないのでありますが、昭和三十二年十月時分の八割組入案に比較すると、あまり幅が小さくなっているものだから、二つの疑問を起しているのです。

一つは、大伴佐藤大蔵大臣も、また池田さんも、日本経済の底は強い強いとか言いながら、こういう問題になるといふと、なるべくしり込みをして、少しずつやっていく。それからお話のように、増資が一ぺんにあれば日本の経済に破綻を来すということが想像はされるけれども、ふだんの持論とやることが何か幅があるのじゃないかという気がするのであります。皮肉を言うわけではありませんが、そうなれば、今回出された程度の法律案が、日本経済の実態を表す一つのバロメーターと思つて見ていいのかどうかということがあるわけで、こういう私の疑問に対して大蔵大臣の考えを聞きたい。

もう一つの疑問は、今回約百社以内、三百億円程度にとどめて、資本の組み入れの率もまあまあというところにしてあるのは、どうも先ほど大矢委員が指摘をいたしておりました企業課税との関係があるのじゃないか。この企業課税の問題について、多少色をつけるというか、何と申しますか、資本の組み入れがしやすいような態勢をとつてくれなければいけません、こういう議論もあることは事実だ。ところが、今日なお企業課税に対する根本的な結論がついていないので、それを待ってからやらせる、今度は少な目に押えておくという配慮が、大資本の中にあるのじゃないか。政府は、一生懸命、企業の資本充実とか体質改善とお題目

を唱えているけれども、そういう方面では、なかなか協力が得られないような形がここに現われているのではないのか、こんな疑問を抱いておるわけであります。

二つの疑問について、一つ、お答えを願いたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 過去の経過、私の存じ上げない点がございまして、ただいまの最初のお尋ねの御意見は、当時一部大蔵省にありましたが、意見——これは大蔵省の省議ではございせん。それと、それから提案をいたしました法案とがごっちゃになつておるんじゃないか、こういうように思ふのであります。なるほど、一部大蔵省の役人の中に八割案ということをした人もあるようでございます。これは別に委員会にはかかっておりません。従ひまして、この八割案というのは、一時そういう意見は出ていたが、これが明るみに出ていないものだ、かよう御了承いただきたいと思ひます。そして今の法律、これは二十九年の国会で衆議院で修正され、さらにまた参議院で再修正をされたのでございまして、それがただいま言われる小笠原君の際の問題だと思ひます。これは八割案とは別のものであつて、当時は三割であつたと、かように実は考へております。

そこで、問題は、資産再評価の跡始末の問題で、一応現行法ができ上つておりますが、その後、実際に資本に組み入れた事柄も少し、今回はそれが期限が到来する。そこで、残つていて資産再評価の処置をいかにすべきかというところで、今回、さらに期間を延長すると同時に、内容についても幾分か

工夫をこらして、ただいま御提案いたしておるのであります。で、もうすでに一時的に資産再評価についての組み入れをした後でございましてから、残りこれは非常に減つてゐることは、これはもう御了承いただけるだろうと思ひます。

そこで、今回これを実施に移しますについては、これを容易ならしめるといふ意味で、登録税の軽減を計画いたしております。同時にまた、この組み入れのパーセンテージの高によりまして、現在の配当率を維持さすかあるいは減配さすかというのを考へて、むしろ配当をそのままにしておくことはなかなか困難だ、組み入れの額が多い場合においては、これはやはり下げるものが当然だということ、その指導を一面にいたしております。それからまた、他面におきましては、この資産再評価の益といふものが一つの蓄積にもなつておりますので、事業そのものによりましては、最近の事業成績等から見まして、これを取りくずすことが比較的容易であつたりますので、そういうことはあまり望ましいことではないから、そういう場合についての取扱をいたしたのであります。従ひまして、今回の修正点は、先ほど来からいろいろ御議論いたしております体質改善、それに資するといふような意味で、非常にこまかな点でございまして、幾分か工夫をこらした、その跡のあることを一つ御了承いただきたいと思ひます。

○平林剛君 最後に、この法律案と企業課税との関係について尋ねておきたいのでありますが、私は、この法律案

を通過させることが、将来企業課税について政府が積極的に何か手当をするということになるということは、困るのであります。それはもう十分政府の方で適当な審議に諮問をして、そこで結論が出てくるものと思ひますから、必ずしも企業課税がすぐこの法律案の結果として出てくるというよう

なことを承するものではない。特に、企業経営の健全化とか、あるいは体質の改善という美名に隠れて、今回でもいろいろ批判がある法人税と所得税との矛盾を拡大することだとか、あるいは政府がしきりに企業資本充実だけに走つて、一般の経済あるいは国民生活といふものとの比較を、権衡を失うといふような方向に走ることには、あまり賛成しておらぬ。でありますから、端的にお尋ねしておきますが、この法律と企業課税との関係は結びついたものでないといふふうに理解をしておるのでありますが、さよう考へてよろしうございしますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) その結論でよろしいと思ひますが、しかし、まあ今回もこの増資を容易ならしめるといふ意味で登録税を軽減しておりますが、その点が影響のあるといへばあることですが、しかし、直接関係はございせん。先ほど来からも申しますように、今後の企業課税のあり方ということになりますと、これは非常に問題に広範でございまして。法人税や法人事業税を幾らかけるといふような簡単なものじゃなくて、これはもう損益——益金にするかあるいは経費として落すか、そういう問題から、あるいはまた設備の耐用年数の問題もありましようし、あるいは特許に関する問題があつ

たり、各方面各般にわたつて検討すべきもので、簡単に結論の出ないものである、かように御了承いただきたいと思ひます。

○平林剛君 大体、私、これに関する質問は終りました。

そこで、きょう必要というわけでありませぬけれども、この機会に政府に資料を要求しておきます。再評価積立金の現在額につきましては、先般、昭和三十三年九月末現在の資料として、約一兆三百九億あることがわかりました。これはそのときの調査で異なることはわかると思ひますけれども、最近二、三年でも、あるいは四、五年でも、どういふ傾向をたどつてきたかというところが知りたいのであります。国税庁調べによると、取りくずし額の内訳などもいろいろ出てきてはおりますけれども、大体今日まで再評価積立の現在額はどんなふうに移移してきたか。去年はどのくらいであつたか、おととしはどうであつたか、その前はどうか。うであつたかといふような傾向がわかるような資料をいただきたい。きょうの審議に必要なわけではありませぬけれども、一つこれはほしいのであります。

それから、国税庁の長官来ておるから、あなたにも資料を一つ要求しておきます。それは、先般、私、指摘したのでありますが、企業資本充実のためには、最近の日本の資本家、企業家たちが大へん交際費を使つておる。もうどんな仕事をされるのでも、すぐ待合かキャバレーかどこかへ連れて行かなきゃ仕事ができぬといふわけ、一方には企業資本充実のためいろいろ手当の法律が出されるかと思ふと、そつちの方は何か野放しのような気が

する。現在のいろいろな税の措置だけではまだ押えきれない面があるのじゃないかという点を指摘したので、私は、そのときに使ったのは、大體、昨年ですか、配当金が二百億円で、交際費は八百億という膨大な額が使われておる。もう配当にするのには二百億円で、交際費の方には八百億も使う。お互い委員会、そんなものかねというので、驚いたのがあります。そこで、これはある特定の、あるグループの、何といひますか、ある範囲のわかつているやつだけの資料だと思えますけれども、この資料を、これもできればこ二、三年の傾向がわかっておりましたら、古い資料になって恐縮でありますけれども、調べてもらいたい。この資料を一ついただきたいと思つてあります。

○岡崎眞一君 一言、大臣に伺います。先ほど體質改善のお話がございました。これについて一言だけ簡単に回答を願いたいですけれども、體質改善というのはいろいろ方法があると思つて、これはたとえ何かもしれませんが、これはたまたま栄養剤を飲むということからだかよくならないということになろうかと思つて、ところが、この際、たとえば、変な例を申し上げますので、皆さんお笑いになるかもしれませんが、たとえば、體質改善をしてからだがよくなれば、髪の毛も黒くなる、ひげも黒くなる、こういうことが起つてくると思つてあります。そういうような體質改善、全体からいっての體質改善というようなお話なのか、それともひげがあまり濃くなつたか、困るから、むしろ毛が濃くなつた方がいいと、こういうことで、たとえ

ば毛はえ薬でも少し余分につければというふうな意味で、毛はえ薬にも少し回して、毛はえ薬を少しよけいにつけるといふのか、こういうことについて。自分は毛はえ薬の方に回すのだというお考えなのか。からだ全体がよくなればよいというお考えなのかということなのです。これは、たとえて申しますが、要するに、重点的に全体を期してということか、あるいは重点的、部分的についてもさらに考えるかということだと思つて、たとえば、毛はえ薬がよいのか、營養剤がよいのかということ、これだけのことに御答弁を願いたいと思つてあります。

○岡崎眞一君 岡崎さんは大へん健康に恵まれたおからだでございますが、残念なことには髪が白い。そこで髪が黒くなる方法を希望するかどうかという御意見かと思つて、私も考えます。本質的な欠陥と見られるような事柄は、部分的でも許してはいかぬ、こういうふうに思つて、問題は、全体としての健全体であることが望ましいのであります。しかし、それが幾ら小部分でありましても、全体に影響を持つやうなことになる、これは一つ直していただきたい、かように思つております。大へん、たとえて申し上げまして、申しわけございません。岡崎さんの頭の白いことは健康に影響のないことでありますから、御心配のないように願います。

○委員長(加藤正人君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○大矢正君 一点だけ。この法律のこれからの実施について、従来も実施は

してきただけでも、行政的な措置として何か特別にやられるようなお考えはあるのですか。これは大臣でなくて、局長でけっこうです。

○政府委員(正示啓次郎君) お答えを申し上げます。先ほど来お話のありましたように、今回の施策はこれだけではないと、いろいろな効果に期待して、プラス・アルファの効果を期待していることはたびたび申し上げておる通りであります。従いまして、この法律を適正に実施していくことは申すまでもございせんが、なお、企業資本の充実その他経済の體質改善につきましても、機会あるごとに一般の関心を高めていくような心がまえをもつてやっております。かように考えております。

○大矢正君 そうすると、特別に行政的にはどうしようという考え方はないように聞き取れるのだけれども、特別措置法の十八条の三の「資本組入の促進については、別に法律で定める」というのは、何をさして言っているのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 御指摘の条文は、先般も当委員会御質問のございました二カ年経過後にどうするかという問題につきまして、一応法律をもちまして、そのときの情勢を考えましてあらためて法律に規定すると、こういうことをはっきりとうたつた趣旨でございます。

○大矢正君 こういうものをあらためて作らなければならぬというふうな何か理由があるのですか、別に、これはあなた、特別措置なんだから、特別の措置をやるのに、さらに特別の措置

のあとには法律を作つてまたやるんだという特別措置は、どうも理解できないのですが。

○政府委員(正示啓次郎君) これは先ほど申し上げましたような趣旨をはっきりといたしましたのであります。時限法、いわゆる時限法の規定の仕方といたしましては、全然こういうことをうたわずに、ただ一定の期間を限つてこの法律を実施するという定め方もあろうかと存じます。しかしながら、すでに御承知のように、これは二十九年の法律をさらに今回、若干の内容を盛りまして、二カ年延長をするわけでございます。かような方向というものの特長にいたしまして、御議論のございましたように、そのときの情勢に従つてやるのでございまして、これはどこまでも再評価積立金の資本組入を促進するといふ見地において法律で定める、かような方針を打ち出しておるわけでございます。

○大矢正君 収益がなければ増資がでないことは当然な話ですが、収益が向上しなければ増資ができないという、そういうものの考え方からいけば、かりに配当率を大幅に引き下げるということも不可能だとすれば、いろいろこれは議論もされていくことなんだが、結局、その企業の合理化ということに通じてくると思つたが、企業の合理化をするということになると、勢い特に従業員に対する人件費の抑制とか何とかというところが行われる危険性をなしとしないわけなんだが、どうもここに別法律として定めるとか、あるいは行政措置の範囲内において、とにかく徹底的に合理化をして、その合理化といふのは、特に労務費その他の切

り下げなんかをやらせることによって配当を維持するなんというのを、大蔵省はやらぬといふ限らないのだが、どうも危険さきまりないのだが……。

○政府委員(正示啓次郎君) これは、先般もそういう御議論につきましてお答えを申し上げたのでございまして、私もどこまでも、企業全体の基盤を強化して参る、こういうことをねらひにいたして、労務の関係が円満にいつてこそ企業は基盤が強固であるということが言えるわけでありまして、いたずらに企業の内部におきまして使用者と労働者の間の関係が険悪になるというふうなことは、企業の基盤もまた強固というわけには参らないのでございまして、今御指摘のことはわれわれとしては頭頭考えておりませんで、この点はあわせて御了承願いたいと思つてあります。

○大矢正君 私どもは、明確に社会党の立場で考えてみても、企業の資本が充実をされて、その企業がより安定をするといふことに対する法律再延長の大蔵省の考え方は了解するけれども、しかし、そのことが将来において従業員の生活やその他に影響する問題であるとすれば、これは大へんなことなんだ、特に今申し上げてみているわけなんです。私が、私どもがこの法律に賛成するといふのは、そういうふうなことは絶対ない、とにかく将来において企業合理化といふことを積極的に進める、その合理化は人件費の抑制その他を通じてやるのだというところによって配当だけは維持しようというふうな考え方はない、こういう前提に立つて私はこの法律は了解したいと思つて。

○岡崎眞一君 岡崎さんは大へん健康に恵まれたおからだでございますが、残念なことには髪が白い。そこで髪が黒くなる方法を希望するかどうかという御意見かと思つて、私も考えます。本質的な欠陥と見られるような事柄は、部分的でも許してはいかぬ、こういうふうに思つて、問題は、全体としての健全体であることが望ましいのであります。しかし、それが幾ら小部分でありましても、全体に影響を持つやうなことになる、これは一つ直していただきたい、かように思つております。大へん、たとえて申し上げまして、申しわけございません。岡崎さんの頭の白いことは健康に影響のないことでありますから、御心配のないように願います。

大矢さんの御意見でございますが、私も全然同一の考え方をいたしております。事務当局の説明で十分かと思いましたが、事柄の性質上、大臣といましてはつきり他意のないことをこの機会に申し上げておきます。

○委員長(加藤正人君) これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(加藤正人君) 御異議ないものと認めます。

これより阿案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでありますから、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(加藤正人君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案、株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案を、一括して問題に供します。阿案を原案通り可決することに御賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(加藤正人君) 全会一致でございます。よって阿案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりまして、これを委員長に御任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤正人君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加藤正人君) 次に、接収貴金属等の処理に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○土田国太郎君 大蔵大臣が御出席になつておりますので、簡単に一点だけお伺いしたいと思ひます。

この法律案でありますが、この法律案を参議院先議にいたしました経緯につきまして、御説明を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤肇君) この法律案の参議院先議につきましては、ただいま土田委員から、どういふわけで先議にしたかということでございますが、私どもにもいろいろ耳に入つております。予算に關係する法律案だから衆議院の方が本筋じやなかったか、こういうような御意見があるやにも関わつておるのでございます。しかし、これはまあ必ずしも、過去において予算に關する法律案で参議院の先議にかつた法律案が全然ないかと申しますと、必ずしもそうではございません。ただ、総体といたしまして、なるべく衆議院でやるといふのが通例かと思ひます。

私どもは、その法律的手続もさることでございますが、実は非常な常識的に、あるがままの姿で実は考えたのでございまして、と申しますのは、この法律案は前国会で御審議をいただいたものと、これは全然一字一句も違わな法律案でございまして、衆議院においては一応通過し、参議院に回付され

た。そういう状況のもとにおいて、この結論を得ないでそのまま終つたと、こういう経過があるものですから、その意味で、まあ法律案も衆議院に殺到する際ではありますので、衆議院で過去において一度通過した法案であり、ちょうど参議院にかかつていてそれが結論を見ないで消えていった法律だから、まあ常識的に考えまして、普通の状況で今回は参議院にお願いをし、衆議院の荷を少しでも軽くしたというふうな意味で、別に他意なしに、すなわち実は御審議をいただいております次第であります。どうかよろしく御了承賜りますようお願いいたします。

○土田国太郎君 わかりました。

○平林剛君 本日はこの程度で一つ……。

○委員長(加藤正人君) セツかく大蔵大臣出席中でございますから、なるべく大臣に対する御質疑をやつて下さい。

○平林剛君 あらためてやります。

○委員長(加藤正人君) 本案に対しては御質疑がなければ、これより昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案、酒税法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を行います。

○平林剛君 一つだけお尋ねしておきます。今回のこの法律案を見ますと、特定の地域に対して期限についての配慮が加えられておるのであります。これは一体どういふ理由ですか。つまり、秋田県とか、その他、昨年来の農業事情等の変化によつて、期日の面で政

治的な配慮をしようというお考えで、法律案が前回より少し變つておるのでありますか。

○政府委員(原純夫君) これは、農林省のお米を集めます上において、ちやうどこの地域の当該時期における天候が予想外の事態があつたというようなことで、期限のまぎわに若干猶予をしてやりたい。で、若干おくれたものも期限内のものとして早場米の奨励金をやりたいというお話があり、これは何も税の、というよりも、食糧管理上食糧を集荷いたします政策の上から、農林省はそういう期限の若干の猶予をしたわけでありまして、そういういたしますと、私どもの法律も、そういう場合にはそれにこたえる措置をとつてやるのがほんとうのことであるというふうな思ひましたので、対応する措置をこれでお願ひするということでありまして、

○平林剛君 そうすると、たとえばこういう問題があるのです。タバコの耕作地帯におきましても、昨年は二十二号台風、あるいは冷害、長雨、旱害、いろいろな災害が相重なりまして、はなはだしく減収になつておる地域が各地に存在するのであります。ところが、葉タバコを収納する最終的段階になつて初めて、三割以上の減収があるというところに気がついて、気のついたときにはすでにそういうことの届出をする期限がはつてしまつておつたので、私どもはこれを何とか救済をしてやりたい、關係法律の期限があるけれども、まあ實際上何とか手当をしなければならぬ問題ではないかというふうな考へて、ただいま政府との間で議論をしておる問題があるのです。米の場

合にこういう配慮をせられるということになりますれば、同様に、そちらにも与えていいのではないかと一考を考へ持つておるのであります。あなたの直接担当じゃなくても、農林省側では全般の問題についても配慮して、こういうものを出したものだと思ひます。せんけれども、そういうことと似た性格の法律案と、こう理解してよろしうございませうか。

○政府委員(原純夫君) 食糧集荷の政策、また葉タバコを集めます方の政策について、私ちよつと申せる立場にありませんので、よく、ただいまのことは専断關係の方でありますから、御趣旨のほどをお伝えするようにいたします。

○土田国太郎君 原局長にお尋ねいたしますが、みりん甲類の税率引き下げ、これ御提案になつておるわけですね。前年度の集計でいいのですが、みりん甲類の総生産高を……。

○政府委員(原純夫君) 約二万石であります。付言いたしますが、この減税したいと思ふ事情の大きな一つは、戦前においては本みりんの生産は約八万石であつた。他の酒類はもう非常に生産が復活して参りまして、もう戦前の壘を摩するようになつてきたというところを、ちよつと本案に關係ありませんけれども、つけ加えて申し上げます。

○土田国太郎君 この二万石のメーカのうちで、二、三大きなメーカの名前と、生産石数はどんな程度か。私はよく存じませんが、御参考に一つお聞かせ願ひたい。

○政府委員(原純夫君) 恐縮でございますが、私、ただいま手元に資料を持つておりませんので、後ほど調べま

して、委員会なりあるいはお手元に差上げるようにいたします。

○土田国太郎君 このみりん税率引き下げについての局長の御説明が、調味料なるがゆえに減税されるというような御説明に承わっておるのですが、現状におきまると、料理屋方面で使うのが主ですが、今日料理に使うというものは、一般大衆を相手にした料理店では大体使わないのが原則で、砂糖でもって間に合せるということになっております。でありますから、これが消費者は、つまり一般大衆のレベル以上の料理屋のところが大体お使いになるというのが、私の知っている範囲では現状だと思っておりますが、そうしますと、あまり国民経済に關係のないような税率引き下げだという感じがするのですが、これは反対する意味で申し上げるのじゃないのですよ。

それよりも、この前業界から陳情いたしました一級酒であるとか、あるいは一般の二級酒の税を引き下げるとかというように、一つ御努力願った方が、国民経済にとりまして、清酒の七〇％も家庭で消費するという現状なので、どうか一つ、これはせっかく御提案になったのでありますから、賛成はいたしますけれども、ほかの酒類の問題につきましても、一つ、もう少し御関心をお持ちになって、また来たるべき国会には適当に一つ御考慮に相なった方がよろしいかと存じます。その程度で、私の質問は打ち切ります。

○政府委員(原純夫君) みりんにつきましては、ごもっともなことであります。私どもやはり調味料としてもかなり高価なものであるということを考

え、調味料なら、もう酒というアイデアを抜いて、うんと安いにするかという考え方もありますが、そういうことをとらないで、やはり他の酒類とのバランスも考えまして、二級酒よりも二割くらい高い税率を盛ったようなわけでありまして。

なお、本みりん以外におきましては、酒類の税率につきましている問題点があるというのには、おっしゃる通りであります。私ども今後十分検討いたして参りたいと思っております。

○委員長(加藤正人君) 他に御発言もなければ、本日はこの程度をもって散会いたします。

午後三時五十三分散会

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

第一条 この法律は、所得に対する

租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約(以下「条約」という。)を実施するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当所得に対する所得税の税率の特例)

第二条 所得税法第一条第五項の規定に該当する法人(同条第六項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。)で条約第六条第三項の規定に該当するパキスタンの法人であるものが支払を受ける同項に規定する配当に対する同法第十八条第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは「百分の十五」とする。ただし、当該配当所得に対する所得税額をその収入金額の百分の十五に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(パキスタンの租税の徴収)

第三条 政府は、条約第一条に規定するパキスタンの租税につき、パキスタン政府から条約第十五条第二項の規定による徴収の嘱託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合における当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

(実施規定)

第四条 前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適

用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

### 附則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条中所得税法第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき配当について、第二条中同法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき配当でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

一、国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律

第一条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八条ノ七中「昭和三十四年度」を「昭和三十五年度」に改める。

(船員保険特別会計法の一部改正)

第二条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の

一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「昭和三十四年度」を「昭和三十五年度」に改める。

### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

目次

第一章 国税に関する法律の一部改正(第一条―第二十六条)

第二章 その他の法令の一部改正(第二十七条―第九十五条)

附則

第一章 国税に関する法律の一部改正

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「国税徴収法第九條第三項」を「国税徴収法第四十六條第一項」に改める。

第二十五條の五第一項中本文及び「但し」を削り、「二十日を経過した日までは、この限りでない。」を「二十日を経過した日後でなければ国税徴収法第四十五條の規定による督促をすることができない。」に改め、同条第二項中「国税徴収法第三章の規定により」を削り、「同法第二十四條の規定によ

り、同法第二十四條の規定によ

り、同法第二十四條の規定によ

る公允」を「滞納処分による財産の換価」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第四十三条第四項及び第五項を削る。

第四十八条第二項ただし書中「国税徴収法第四十一条各号」を「国税徴収法第四十三条第一項各号」に改め、同条に次の二項を加える。

第三項の再調査の請求があつた場合においても、当該請求は、その請求の目的となつた処分の効力に影響を及ぼさない。

第二項ただし書の規定により督促又は滞納処分をなすことができない期間は、時効は、進行しない。

第四十九条第五項中「前条第四項」の下に「第七項及び第八項」を加える。

第五十一条第二項中「行政事件訴訟特例法第五十一条又は第四項の規定にかかわらず」を「前項ただし書の場合を除くほか」に改める。

第五十四条第六項を次のように改め、同条第十一項ただし書を削る。

第二十五条の五第二項の規定は、予定納税額に係る利子税額について準用する。

第五十五条第四項中「第三十五条並びに」を削る。

(法人税法の一部改正)

第二条 税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第九条第二項中「国税徴収法第九條第三項」を「国税徴収法第四十六條第一項」に改める。

第十六條第二項中「国税徴収法第九條第三項」を「国税徴収法第四十六條第一項」に改める。

第十七條の二第二項中「国税徴収法第九條第三項」を「国税徴収法第四十六條第一項」に改める。

第十九條第一項中「国税徴収法第九條第三項」を「国税徴収法第四十六條第一項」に改める。

第二十六條の三第一項中「当該法人税額の二分の一に相当する金額以下の法人税額」を「その法人税額の二分の一に相当する金額以下の税額」に、「政府に提出したときは、」を「政府に提出し、かつ、当該法人税額のうち徴収の猶予を申請した税額以外の部分の税額をその納期限内に完納したときは、」に、「当該税額」を「当該徴収の猶予を申請した税額」に改め、同条第三項を削る。

第二十六條の五第四項中「当該金額百円について一日三銭の割合を乗じて計算した金額を当該還付又は充当すべき金額に加算する。」を「当該金額に第四十二條の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額を加算しなければならない。」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第二十六條の六第三項中「前条第三項乃至第六項」を「前条第三項及び第四項」に改める。

第二十六條の七第三項中「第二十六條の五第三項乃至第六項」を

「第二十六條の五第三項及び第四項」に改める。

第二十七條及び第二十八條を次のように改める。

第二十七條及び第二十八條 削除

第三十四條第三項中「国税徴収法第四十一条各号」を「国税徴収法第四十三條第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

第三項の規定により督促又は滞納処分をなすことができない期間は、時効は、進行しない。

第三十五條第四項中「前条第六項」の下に「及び第八項」を加える。

第三十七條第二項中「行政事件訴訟特例法第五十一条又は第四項の規定にかかわらず」を削る。

第四十二條第七項中「第五項」を「前項」に改め、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第十一項中「第七項」を「第六項」に改め、同項ただし書を削り、同条第六項を削る。

(相続税法の一部改正)

第三條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第四十條第二項中「又は前条第八項の規定による求めに応じなかつたときは、その者の弁明を聞いた上を、」を「その者が前条第八項の規定による求めに応じなかつたとき、当該延納税額に係る担保物につき国税徴収法(昭和三十四年法律第

号)第二条第十二号に規定する強制換価手続が開始された

とき又は当該延納の許可を受けた者が死亡し、その相続人が限定承認したときはに改め、同項、後段として次のように加える。

この場合においては、当該強制換価手続が開始されたとき及び限定承認をしたときを除き、あらかじめその者の弁明を聞かなければならない。

第四十條第四項を次のように改め、同条第五項及び第六項を削る。

4 国税徴収法第六十條第一項、第二項及び第四項の規定は、延納の許可を受けた者がその延納税額(第二項又は前条第七項の規定により延納の許可を取り消されたため一時に徴収される税額及びこれらの税額に係る利子税額を含む)を納期限までに完納しない場合について準用する。

第四十五條第三項第二号中「再調査の請求があつた日」を「税務署長に対し再調査の請求をした日」に改める。

第四十七條第二項中「行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第五條第一項又は第四項の規定にかかわらず」を削る。

第五十一條第十項を削り、同条第十一項ただし書を削り、同項を同条第十項とする。

第五十二條第四項を削り、同条第五項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

(資産再評価法の一部改正)

第四條 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第六十三條の見出しを「受贈者等の責任」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第六十四條を次のように改める。

第六十四條 削除

第七十五條第二項中「行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)の規定にかかわらず」を削る。

第七十七條第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項ただし書を削り、同項を同条第六項とする。

第八十九條中「国庫出納金等端数計算法」を「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」に改める。

(企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部改正)

第五條 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「国税徴収法(明治三十三年法律第二十一号)第三章ノ三(充當及び還付加算金)」を「国税徴収法(昭和三十四年法律第

号)第七章(還付)」に改める。

第二十八條第四項中「国税徴収法第三章ノ三(充當及び還付加算金)」を「国税徴収法第七章(還付)」に改める。

第二十九条第二項中「国税徴収法第三章ノ三（充当及び還付加算金）」を「国税徴収法第七章（還付）」に改め、同条第四項中「国税徴収法第三章ノ三」を「国税徴収法第七章」に改める。

第三十八条中「国税徴収法第三章ノ三（充当及び還付加算金）」を「国税徴収法第七章（還付）」に改める。  
(中小企業の資産再評価の特例に関する法律の一部改正)

第六条 中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第六十四条（再評価税の督促）」を削る。  
(有価証券取引税法の一部改正)

第七条 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項を削る。  
第十四条第五項ただし書を削る。

第十五条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百六十号）第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改める。  
(通行税法の一部改正)

第八条 通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第九条 酒税法（昭和二十八年法律

第六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。  
(担保の処分等)

第三十四条 第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて酒税の納付に充てることができる。

2 国税徴収法（昭和三十四年法律第百六十号）第六十条第一項、第二項及び第四項の規定は、第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供し、又は納税の担保として酒類を保存した場合において、納税義務者が納期限までに酒税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを砂糖消費税に充てる。

3 国税徴収法第十四条の規定は、第三十一条第二項の規定により保存された酒類について準用する。

第三十六条中「国税徴収法第四十一条」を「国税徴収法第四十三条」に改め、「同条第四号」に該当する場合を除く。」を削る。

第四十条第一項中「国税徴収法第六号」を「国税徴収法第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。

第十条 砂糖消費税法（昭和三十年

法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2 国税徴収法（昭和三十四年法律第百六十号）第六十条第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに砂糖消費税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを砂糖消費税に充てる。

第二十八条第二項中「国税徴収法第六号」を「国税徴収法第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。  
(揮発油税法の一部改正)

第十一条 揮発油税法（昭和三十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2 国税徴収法（昭和三十四年法律第百六十号）第六十条第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限

までに揮発油税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを揮発油税に充てる。

第二十二條第一項中「国税徴収法第六号」を「国税徴収法第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。  
(地方道路税法の一部改正)

第十二条 地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第九條第二項から第十項まで」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百六十号）第四十六條第一項から第八項まで」に改める。

第十二條第二項中「国税徴収法第三十一條ノ六」を「国税徴収法第三十六條ノ六」に改め、同条第三項中「国税徴収法第三十一條ノ五」を「国税徴収法第三十六條ノ五」に改め、同条第三項前段に改める。

第十三條第一項中「国税徴収法第三十一條ノ六」を「国税徴収法第三十六條ノ六」に改め、同条第三項前段に改める。

第十條ノ二を次のように改め、依り金銭ヲ担保トシテ提供シタル納税義務者ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ担保トシテ提供シタル金銭ヲ以テ物品税ノ納付ニ充ツルコトヲ得

国税徴収法第百六十條第一項、第二項及び第四項ノ規定ハ前条第三項ノ規定ニ依リ担保ヲ提供シタル場合ニ於テ納税義務者ガ同項ノ期限内ニ物品税ヲ納付セザルトキニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ其ノ担保ガ金銭ナルトキハ直チニ之ヲ物品税ニ充ツルモノトス

第十四條第一項中「国税徴収法第六号」を「国税徴収法第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。  
(トランプ類税法の一部改正)

第十四條 トランプ類税法（昭和三十一年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 トランプ類の製造場に現存するトランプ類が国税滞納処分（その例による処分を含む）、強制執行、担保権の実行として、又は破産手続により換価される場合には、当該製造者がその換価の時に当該トランプ類をその製造場から移出したものとみなす。

第三十條第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2 国税徴収法（昭和三十四年法律第百六十号）第六十条第一

項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第十四条、第二十七條第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までにトランプ類税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれをトランプ類税に充てる。

第三十一條第一項中「国税徴収法第六條」を「国税徴収法第四十二條」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。

（入場税法の一部改正）

第十五條 入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十七條第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2 国税徴収法（昭和三十四年法律第 号）第六十條第一

項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第十四條の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が第十二條の規定による納期限（第八條第八項又は第二十五條第三項の規定に該当するときは、同法第四十二條（納税の告知）の規定により指定された納期限）までに入場税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを入場税に充てる。

第十八條第一項中「国税徴収法第六條」を「国税徴収法第四十二條」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）  
第十六條 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2 国税徴収法（昭和三十四年法律第 号）第六十條第一

項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第五條第二項、第六條第二項又は第七條第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに内国消費税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれをその内国消費税に充てる。

（登録税法の一部改正）

第十七條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第六号の次に次の一号を加える。

六ノ二 滞納処分ニ係ル差押ノ解除及換価ニ因ル権利移転ニ伴フ差押其ノ他ノ登記又ハ登録ノ抹消ノ登記又ハ登録  
第十九條ノ七中「国税徴収法第三十一條ノ三」を「国税徴収法第六十七條」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十八條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第三号の次に次の一号を加える。

三ノ二 滞納処分ニ係ル差押物件ノ保管証

第六條ノ二の次に次の一条を加える。

第六條ノ三 前二條ノ規定ニ依リ納付シタル印紙税ニ係ル過誤納アリタルトキハ其ノ過誤納額ニ相当スル印紙税ニ付テハ其ノ還付ノ請求ノ日ニ於テ納付アリタルモノト看做シテ国税徴収法第六十四條ノ規定ヲ適用ス

（國稅法の一部改正）

第十九條 國稅法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第 号）」に改め、同条第二項中「民事訴訟法（明治二十三年法律第二十七号）」の規定による「及び」破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による「を」削り、「競売法（明治三十一年法律第十五号）」の規定による競売を「担保権の行使としての競売若しくは企業担保権の行使手続」に改め、同条第三項中「順位については、国税徴収法第二條第一項（徴収の順位）に規定する」を「順位は、それぞれ国税徴収法に規定する」に、「の順位による」を「と同順位とする」に改め、

同項に後段として次のように加える。  
この場合においては、第一項の規定の適用を妨げない。

第十條第二項を次のように改める。

2 国税徴収法第六十條第一

項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、興税の担保が提供された場合において、納税義務者が第八條第二項（納税の告知）の規定により指定された納期日までに興税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを興税に充てる。

第十條第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前項」を「前条第一項第四号」に、「国税徴収法第三十二條財産をかくす等の罪」を「国税徴収法第十章（罰則）」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三條の見出しを「（還付及び充當）」に改め、同条第一項中「支払決定をする日」を「支払決定をする日又は第六項の規定により充當をする日」に改め、「（還付のため過誤納金があることを納税義務者に通知した後三十日以内に当該過誤納金の還付の請求をした場合においては、当該通知をした日後三十日を經過した日）から還付の請求があつた日までの期間を除く。」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、

同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

一 税関長が過誤納金があることを納税義務者に通知した場合において、その通知書を発した日から三十日を經過する日までにその過誤納金の還付の請求をしないとき。その日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

二 過誤納金の返還請求権につき民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百九十四條（差押命令）の規定による差押がされた場合において、同法第六百條第一項（移付命令）の命令がないとき。その差押がされた日の翌日からその差押の取消若しくは移付命令があつた日までの期間

三 過誤納金の返還請求権につき仮差押がされたとき。その仮差押がされたときの期間

第十三條に次の一項を加える。  
6 税関長は、第一項の過誤納額を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつた関税があるときは、政令で定めるところにより、その還付すべき金額をその関税に充當する。

第十四條第二項中「納付の日」を

「過誤納に係る関税の還付を請求  
することができる日」に改める。

(とん税法の一部改正)

第二十条 とん税法(昭和三十三年  
法律第三十七号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第九条第二項後段を削る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十二条第三項中「国税徴収法  
(同法第三十一条ノ二から第三十  
一条ノ四まで及び第三十一条ノ六  
を除く。の例)を「国税徴収の例」  
に改める。

(特別とん税法の一部改正)

第二十一条 特別とん税法(昭和三  
十二年法律第三十八号)の一部を  
次のように改正する。

第六条中「、第十条 国税徴収法  
の適用」を削る。

第八条第一項中「国税徴収法(明  
治三十年法律第二十一号。以下第  
三項において「国税徴収法」とい  
う。第九條第三項から第十項ま  
で)を「国税徴収法(昭和三十四年  
法律第 号)第四十六條第一項  
から第八項まで」に、「同条第三項  
から第十項まで」を「同条第一項  
から第八項まで」に改め、同条第三  
項中「国税徴収法の規定の適用が  
ある」を「国税徴収の例による」に、

「第三十一条ノ五」を「第六十二  
条第一項前段」に改める。

第十条第三項中「国税徴収法(同  
法第三十一条ノ二から第三十一条  
ノ四まで及び第三十一条ノ六を除  
く。の例)を「国税徴収の例」に改め  
る。

(災害被害者に対する租税の減免、

徴収猶予等に関する法のの一部改  
正)

第二十二條 災害被害者に対する租  
税の減免、徴収猶予等に関する法  
律(昭和二十二年法律第七十五  
号)の一部を次のように改正す  
る。

第二条第一項及び第四条中「国  
税徴収法第九條第三項」を「国税  
徴収法第四十六條第一項」に改め  
る。

(財産税法の一部改正)

第二十三條 財産税法(昭和二十  
一年法律第五十二号)の一部を次  
のよう改正する。

第四十條第二項を削る。

第四十五條第二項中「(国税徴収  
法第四條ノ三第一項但書の規定に  
より財産税を徴収される者を含  
む。以下同じ。を削る。

(国税の延滞金等の特例に関する  
法律の廃止)

第二十四條 国税の延滞金等の特例  
に関する法律(昭和二十五年法律  
第七十八号)は、廃止する。

(会社更生法の一部改正)

第二十五條 会社更生法(昭和二十  
七年法律第七十二号)の一部を  
次のように改正する。

第三十七條第二項中「(国税徴収  
法(明治三十年法律第二十一号)を  
「国税徴収法(昭和三十四年法律  
第 号」に改め、同条第四項中  
「担保物件の」を削る。

第二百二十二條第一項中「滞納処  
分の執行の猶予」を「滞納処分によ  
る財産の換価の猶予」に改め、同  
条第三項中「滞納処分の執行が猶  
予され」を「徴収の猶予又は滞納処

分による財産の換価の猶予がさ  
れに改める。

(滞納処分と強制執行等との手続  
の調整に関する法律の一部改正)

第二十六條 滞納処分と強制執行等  
との手続の調整に関する法律(昭  
和三十三年法律第九十四号)の一  
部を次のように改正する。

本則及び附則中「(国税官吏等)を  
「徴収職員等」に改める。

第二条第一項中「(国税徴収法(明  
治三十年法律第二十一号)を  
「国税徴収法(昭和三十四年法律  
第 号」に改め、同条第二項中  
「(国税官吏)を「徴収職員」に改め  
る。

第五条第二項に次のただし書を  
加える。

ただし、その有体動産について  
滞納処分による参加差押がされ  
ておるときは、この限りでな  
い。

第五条に次の二項を加える。

3 前条の有体動産について滞納  
処分による差押を解除すべき場  
合において、その有体動産につ  
いて強制執行による差押前に滞  
納処分による参加差押がされて  
いるときは、その参加差押に係  
る滞納処分による差押の効力の  
発生は、この法律の適用につい  
ては、強制執行による差押の時  
以前にさかのぼらないものとす  
る。ただし、第一項ただし書の  
有体動産については、この限り  
でない。

4 第一項ただし書の有体動産に  
ついて強制執行による差押後に  
滞納処分による参加差押がされ

ているときは、強制執行による  
差押は、この法律の適用につい  
ては、その参加差押に係る滞納処  
分による差押後にされたものと  
みなす。

第八条第二号中「前号」を「前二  
号」に改め、同号を同条第三号と  
し、同条第一号の次に次の一号を  
加える。

二 国税徴収法第五十九條第  
一項の規定による差押(その  
例による差押を含む)がされ  
ているとき。

第十条第二項中「第五條」の下に  
「第一項」を加え、同条第四項中  
「(国税徴収法第二條第二項)を「国  
税徴収法第十二條」に改める。

第十一条第一項中「第五條」の下  
に「第一項及び第二項を加え、同  
項に次のただし書を加える。

ただし、第五條第一項本文の  
規定は、その有体動産で仮差押  
の執行がされているものについ  
て滞納処分による参加差押がさ  
れているときは、この限りでな  
い。

第十一条第二項中「前項」を「第  
一項」に改め、同項を同条第三項  
とし、同条第一項の次に次の一項  
を加える。

2 第五條第四項の規定は、前項  
の有体動産で仮差押の執行後に  
滞納処分による参加差押がされ  
ているものに関して準用する。

第十三條に次の一項を加える。

2 第五條第三項本文の規定は、  
前項の不動産に関して準用する  
第十四條中「前条」の下に「第一  
項」を加える。

第十五條から第十七條まで及び  
第二十條中「第十三條」の下に「第  
一項」を加える。

第二十八條中「第一條第二項」を  
「第十一條第三項」に改める。

第三十二條中「差押」の下に「及  
び参加差押」を加える。

第二章 その他の法令の一部  
改正

(河川法の一部改正)

第二十七條 河川法(明治二十九  
年法律第七十一号)の一部を次  
のよう改正する。

第五十五條第一項中「(国税滞納  
処分法)を「(国税滞納処分ノ例)」  
に改め、同条第二項中「(国税)」  
に「及地方税」を加える。

(砂防法の一部改正)

第二十八條 砂防法(明治三十年法  
律第二十九号)の一部を次のよう  
に改正する。

第三十八條第一項中「(国税ノ滞  
納処分ノ例)」に改め、同条第二項中  
「(国税)」の下に「及地方税」を加え  
る。

(伝染病予防法の一部改正)

第二十九條 伝染病予防法(明治三  
十年法律第三十六号)の一部を次  
のよう改正する。

第二十六條第二項中「(国税徴収  
ノ例)」に改め、同項に次のただし書  
を加える。

但し先取特權ノ順位ハ国税及地  
方税ニ次グモノトス

第二十七條第二項を次のように  
改める。

前項ノ費用ニ付テハ前条第二項ノ規定ヲ準用ス

(不動産登記法の一部改正)

第三十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改め

第二十九条 官庁又ハ公署ハ登記

権利者ノ請求アリタルトキハ遅滞ナク嘱託書ニ公売処分ニ因ル権利移転ヲ証スル書面ヲ添附シテ左ノ登記ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス但国税徴収法第二十三條第一項ニ規定スル仮登記ノ抹消ヲ嘱託スルトキハ同条第二項ノ通知ニ係ル書面ノ贈本ヲモ添附スルコトヲ要ス

一 公売処分ニ因ル権利移転ノ登記

二 公売処分ニ因リ消滅シタル権利ノ登記ノ抹消

三 滞納処分ニ関スル差押ノ登記ノ抹消

第四百四十八條を次のように改める。

第四百四十八條 削除

(行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部改正)

第三十一条 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「徴収ニ関スル例」を「滞納処分ノ例」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ徴収金ノ先取特權ハ国税及地方税ニ次グモノトス

(鉄道抵当法の一部改正)

第三十二条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条ノ第二項第三号中「競売」の下に「(第七十七条ノ二ニ於テ準用スル第七十条ノ規定ニ依ル滞納処分ニ因ル換価ヲ含ム)」を加える。

第四条第一項に次のただし書を加える。

但シ滞納処分ニ依ル差押ノ目的ト為シ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三条ノ四第一項第一号中「又ハ強制管理開始ノ決定」を「若ハ強制管理開始ノ決定又ハ滞納処分」に改める。

第二十八条中「申請」の下に「又ハ官庁若ハ公署ノ嘱託」を加える。

第六十八条第一項を次のように改める。

裁判所ハ競落代金ノ中ヨリ競売ノ費用ヲ控除シ其ノ残額ハ国税徴収法(昭和三十四年法律第

号)其ノ他ノ法律ニ規定スル租税及公課ノ優先權ニ関スル規定並ニ抵當權ノ順位ニ從ヒ之ヲ租税、公課及其ノ抵當權ニ依リ担保サルル債權ニ配當シ仍残余アルトキハ之ヲ鉄道財団ノ所有者ニ交付スベシ

第七十七条の次に次の一條を加える。

第七十七条ノ二 鉄道財団に係ル滞納処分ニ関シテハ第六十五条本文、第六十六条、第六十七条第一項、第二項、第六十八条、第七十条、第七十一条第一項(第六十五条本文、第六十六条、

第六十七条第一項及第六十八条ニ係ル部分ニ限ル)、第七十三条、第七十四条、第七十六条及前条ノ規定ヲ準用ス

(水害予防組合法の一部改正)

第三十三条 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第三項中「市町村ノ徴収金」を「国税及地方税」に改める。

(証券を以テする歳入納付に關する法律の一部改正)

第三十四条 証券を以テする歳入納付に關する法律(大正五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「内国税徴収ニ関スル規定ヲ準用ス」を「国税徴収ノ例ニ依リ之ヲ徴収ス」に改め、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於ケル徴収ノ順位ニ付テハ關稅法第七條第三項ノ規定ヲ準用ス

(都市計画法の一部改正)

第三十五条 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「順位並」を「順位ハ国税及地方税ニ次グモノトシ」に改める。

(借地法の一部改正)

第三十六条 借地法(大正十年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「国税徴収法ニ依リ徴収スルコトヲ得ヘキ請求權、」を削る。

(公有水面埋立法の一部改正)

第三十七条 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三十八条ただし書中「国税」の下に「及地方税」を加える。

(健康保険法の一部改正)

第三十八条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削る。

第十一条ノ二第一項中「(第四号ヲ除ク)」を削る。

第十一条ノ三中「国税及地方税ニ次グ他ノ公課ニ先ツ」を「国税及地方税ニ次グ」に改める。

第十一条ノ四を次のように改める。

第十一条ノ四 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴収金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外國稅徴収ノ例ニ依リ徴収ス

(恩給法の一部改正)

第三十九条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「国税徴収法又ハ国税徴収ノ例」を「普通恩給(増加恩給ト併給スルモノヲ除ク)及一時恩給ヲ受クルノ權利ニ付テハ滞納処分」に改める。

(アルコール専売法の一部改正)

第四十条 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条に次のただし書を加える。

但シ先取特權ノ順位ハ国税及地方税ニ次グモノトス

(船員保険法の一部改正)

第四十一条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のよう改正する。

第十二条ノ二第一項中「(第三号ヲ除ク)」を削る。

第十三条中「国税及地方税ニ次グ他ノ公課ニ先ツ」を「国税及地方税ニ次グ」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外國稅徴収ノ例ニ依リ徴収ス

第二十七条に次のただし書を加える。

但シ老齡年金ヲ受クル權利ニ付テハ滞納処分ニ依リ差押フル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正)

第四十二条 罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「、国税徴収法により徴収することのできる請求權」を削る。

(會計法の一部改正)

第四十三条 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「事項」の下に「(前項に規定する事項を除く)」を加え、同条に第一項として次のように加える。

金錢の給付を目的とする國の權利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、

時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第四十四条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「国税及び地方税につき、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税につぐ」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第四十二条第二項を削る。

(地方自治法の一部改正)

第四十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十五条第五項中「都道府県にあつては国の徴収金に次いで先取特権を有し、市町村にあつては国及び都道府県の徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

(失業保険法の一部改正)

第四十六条 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の第三項中「国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十一条の六」を「国税徴収

法(昭和三十四年法律第百六十四号)に改める。

第三十七条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第三十八条を次のように改める。

(徴収に関する通則)

第三十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第四十七条第二項を削る。

(児童福祉法の一部改正)

第四十七条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第七項に後段として次のように加える。

この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(郵便法の一部改正)

第四十八条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

(農地開発営団の行方農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

(農業災害補償法の一部改正)

第五十条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十七条の二第五項中「市町村その他これに準ずるものの徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

(行政代執行法の一部改正)

第五十一条 行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国税徴収法の例」を「国税滞納処分」に改め、同条第二項中「事務費の所屬に從い」及び「又は地方税以外の当該地方公共団体の徴収金と同順位」を削る。

(たばこ専売法の一部改正)

第五十二条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第七十条ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

(塩専売法の一部改正)

第五十三条 塩専売法(昭和二十四年法律百十二号)の一部を次のように改正する。

第四十六条ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

(しゅう脂専売法の一部改正)

第五十四条 しゅう脂専売法(昭和二十四年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十條ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

(土地改良法の一部改正)

第四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第六項中「市町村税」を「国税及び地方税」に改める。

第二百二十七条第三項ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

(旧軍関係債権の処理に関する法律の一部改正)

第五十六条 旧軍関係債権の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七條 削除

(漁業法の一部改正)

第五十七条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「先取特権」を「滞納処分による場合、先取特権」に改める。

(文化財保護法の一部改正)

第五十八条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第四項に後段として次のように加える。

この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(港灣法の一部改正)

第五十九条 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の第三項中「国及び地方公共団体の徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第六十条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二に次の一項を加える。

3 連合会が支給する第八条第一号及び第二号に規定する年金及び一時金のうち、旧共済組合法に規定する退職年金及び退職一時金に相当するものを受ける権利は、国税滞納処分(その例による処分を含む)による場合には、第一項の規定にかかわらず、差し押さえることができる。

(鉱業法の一部改正)

第六十一条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第八十九条の二第五項中「国税及び地方税につぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改め、同条第六項中「国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四号ノ九及び第四号ノ十」を「国税徴収法(昭和三十四年法律第百二十八号)第五号及び第六号」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第六十二条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二百二十八条第五項中「先取特権は、市町村の地方税以外の徴収金と同順位」を「先取特権の順位

は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

(森林法の一部改正)

第六十三条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項に後段として次のように加える。

この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第六十四条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第四十七条ただし書を削る。

(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正)

第六十五条 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「国税及び地方税につき、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第二十四条中「国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四条ノ九及び第四ノ十」を「国税徴収法(昭和三十四年法律第 号)第五条及び第六」に改める。

(道路法の一部改正)

第六十六条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第三項中「先取特権は、指定区間内の一級国道に係るものにあつては国税及び地方税に

次ぐものとし、その他の道路に係るものにあつては地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一

条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

(農地法の一部改正)

第六十七条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)」を「国税徴収法(昭和三十四年法律第 号)」に改める。

第四十三条第六項中「第四条ノ一(繰上徴収)、第四条ノ九(書類の送達)、第四条ノ十(公示送達)及び第九条第四項から第十項まで」を「第五条(書類の送達)、第六(公示送達)、第四十三(繰上徴収)及び第四十六(第二項から第九項まで)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定による督促は、民法第五百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(臨時石炭鉱害復旧法の一部改正)

第六十八条 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第三項中「市町村の徴収金を「国税及び地方税」に改める。

(外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部改正)

第六十九条 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法(昭和二十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項に後段として次のように加える。

この場合におけるその納付金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第七十条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第三十七条を次のように改める。

(徴収に関する通則)

第三十七条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第四十一条第二項中本文及び「但し」を削り、「民法第五百五十三条」を「民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百五十三条」に改める。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第七十一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二に次の一項を加える。

2 前項において準用する国家公務員共済組合法第二十八条第一項の規定は、退職給付を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押さえる場合には、適用しない。

第三十二条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第三十三条を次のように改める。

(徴収に関する通則)

第三十三条 掛金その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第三十四条第二項中本文及び「但し」を削り、「民法第五百五十三条」を「民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百五十三条」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第七十二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、老齢年金を受ける権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押さえる場合は、この限りでない。

第八十六条第五項第二号中「(第一号を除く)」を削る。

税及び地方税に次ぐ」に改める。

第八十九条を次のように改める。

(徴収に関する通則)

第八十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第九十二条中本文及び「但し」を削り、「民法第五百五十三条」を「民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百五十三条」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第七十三条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第五項中「先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の市町村の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

第一百零五条第五項中「先取特権は、施行者が建設大臣である場合にあつては国税及び地方税に次ぐものとし、施行者が都道府県若しくは市町村長である場合にあつては地方税法第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県又は市町村の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

(市町村職員共済組合法の一部改正)

第七十四条 市町村職員共済組合法

(昭和二十九年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條に次の一項を加える。

3 退職給付又は休業手当金を受ける権利は、国税滞納処分(その例による処分を含む。)による場合には、第一項の規定にかかわらず、差し押えることができる。

(けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の一部改正)

第七十五條 けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法(昭和三十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぎ」に改める。

第三十條を次のように改める。

(徴収に関する通則)

第三十條 負担金その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第四十二條第二項を削る。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第七十六條 自動車損害賠償保障法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第八十一條中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぎ」に改める。

つ」を「国税及び地方税に次ぎ」に改める。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第七十八條 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十一年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第三項中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぎ」に改める。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正)

第七十九條 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「国税徴収の例」を「国税滞納処分の例」に、同条第二項中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぎ」に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第八十條 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「同条第三項中「指定区間内の一級国道に係るものにあつては国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「指定区間内の一級国道に係るものにあつては地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金と同順位とする。」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方公共団

体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。」とを削る。

(森林開発公団法の一部改正)

第八十一條 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第五項中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぎ」に改める。

(海岸法の一部改正)

第八十二條 海岸法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第三項中「先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎのもの」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第八十三條 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九條中「供する場合」の下に「及び退職年金、減額退職年金、退職一時金又は休業手当金を受け権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合」を加える。

(接収不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正)

第八十四條 接収不動産に関する借地借家臨時処理法(昭和三十一年

法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)により徴収することのできる請求権」を削る。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第八十五條 特定多目的ダム法(昭和三十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第三項中「先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎのもの」に改める。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

第八十六條 引揚者給付金等支給法(昭和三十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)又は国税徴収法の例」を「引揚者給付金を受ける権利及び第五条に規定する国債については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第八十七條 地すべり等防止法(昭和三十一年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第三項中「先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及

び地方税に次ぎのもの」に改める。

(国会議員互助年金の一部改正)

第八十八條 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)又は国税徴収法の例」を「普通退職年金を受ける権利は、国税滞納処分(その例による処分を含む。)に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第八十九條 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第二項を削る。

第三十三條に次の一項を加える。

3 退職給付を受ける権利は、国税滞納処分(その例による処分を含む。)による場合には、第一項の規定にかかわらず、差し押えることができる。

第五十九條中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぎ」に改める。

第六十條を次のように改める。

(徴収に関する通則)

第六十條 負担金その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

(企業担保法の一部改正)  
第九十条 企業担保法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「国税徴収法(明治三十九年法律第二十一号)」を「国税徴収法(昭和三十四年法律第号)」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)  
第九十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「供する場合」の下に「及び退職給付又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合」を加える。

(けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法の一部改正)  
第九十二条 けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項を削る。  
(国民健康保険法の一部改正)  
第九十三条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八十条第三項中「市町村の徴収金に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第九十四条 国民年金法(昭和三十三年法律第二十二号)中本文及び「ただし、」を削る。

(国民年金法の一部改正)  
第九十四条 国民年金法(昭和三十三年法律第二十二号)中本文及び「ただし、」を削る。

四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二百二条第三項中本文及び「ただし、」を削る。

(物価統制令の一部改正)  
第九十五条 物価統制令(昭和二十一年勅令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条本文中「納付金ハ国税徴収法(明治三十九年法律第二十一号)ノ例ニ依リテ徴収スルコトヲ得」を「納付金ニ付テハ国税徴収法(昭和三十四年法律第 号)ヲ準用ス」に改め、同条ただし書中「国税」の下に「及地方税」を加える。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、国税徴収法(昭和三十四年法律第 号)の施行の日から施行する。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)  
2 改正後の法人税法第二十六条の三(徴収猶予)及び第二十六条の五から第二十六条の七まで(所得税額等の還付)の規定は、法人のこの法律の施行後に終了する事業年度分の法人税から適用し、法人のこの法律の施行前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)  
3 改正後の相続税法第四十条第二項(延納の取消)の規定は、この法律の施行後に延納の許可を受けた者について適用する。

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)  
4 改正後の印紙税法第六条ノ三(過誤納金に係る還付加算金の計算)の規定は、この法律の施行後に生ずる過誤納金について適用し、この法律の施行前に生じた過誤納金については、なお従前の例による。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)  
5 この法律の施行前に関税又はその滞納処分費に係る過誤納金の返還請求権につき改正後の関税法第十三条第二項第二号又は第三号(差押等がされた場合の還付加算金の計算上の控除期間)に規定する差押又は仮差押がされているときは、この法律の施行の日にその差押又は仮差押がされたものとして、これらの規定を適用する。

(国税の延滞金等の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置)  
6 旧国税の延滞金等の特例に関する法律の規定により計算した、又は計算すべきであつた延滞金及び加算税並びに還付加算金については、なお従前の例による。

(公課の先取権の順位の改正に関する経過措置)  
7 第二章の規定による改正後の各法令(徴収金の先取権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換領手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規

定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。